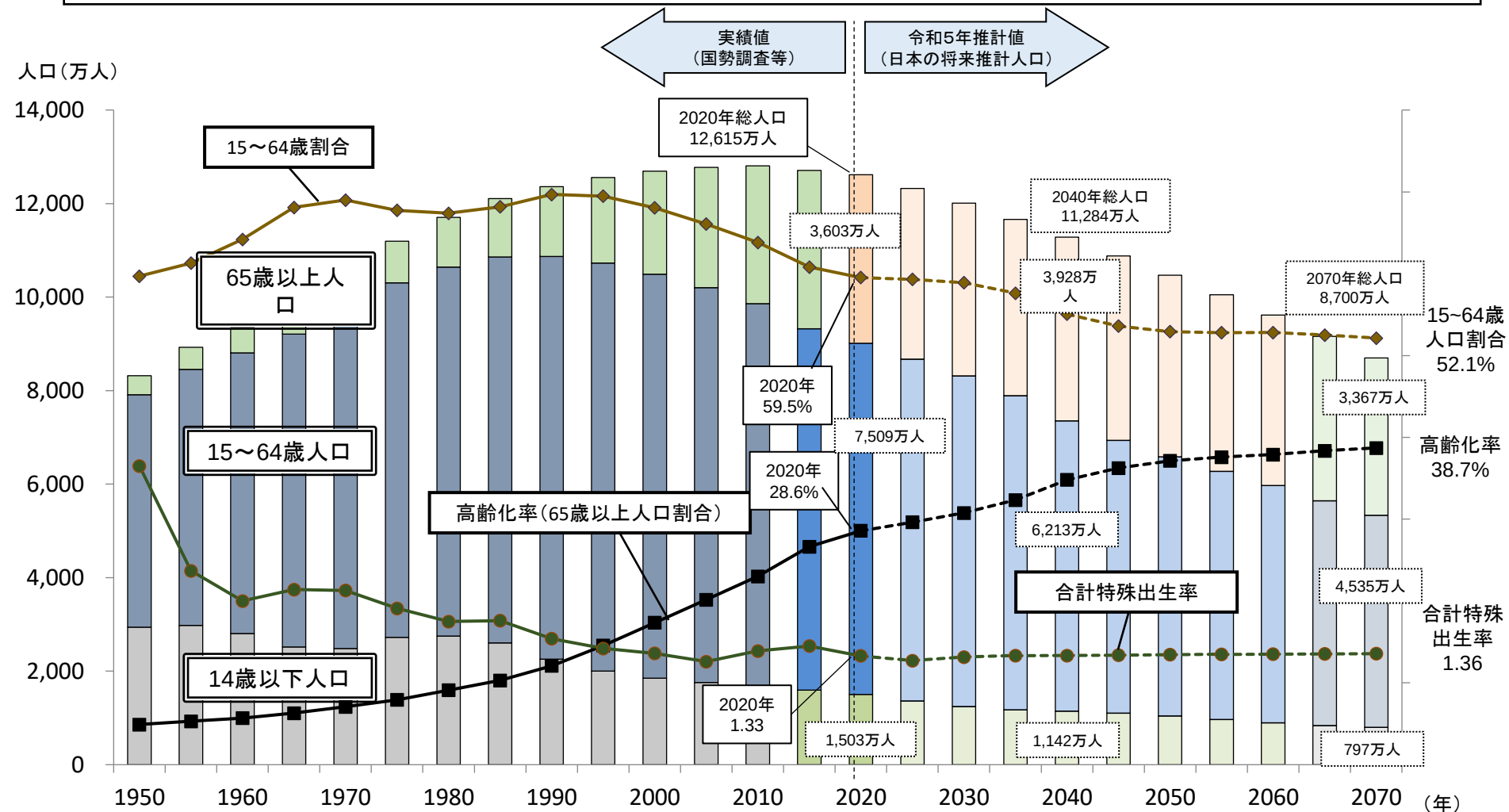


1

障害保健福祉施策の概況

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



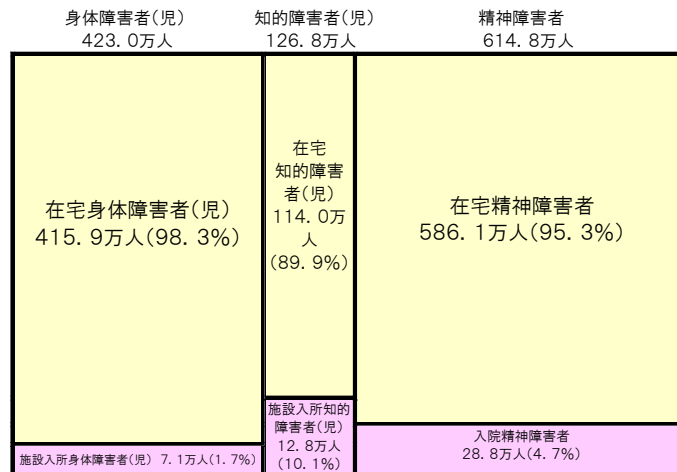
(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

障害者の数

- 障害者の総数は1164.6万人であり、人口の約9.3%に相当。
- そのうち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は614.8万人。

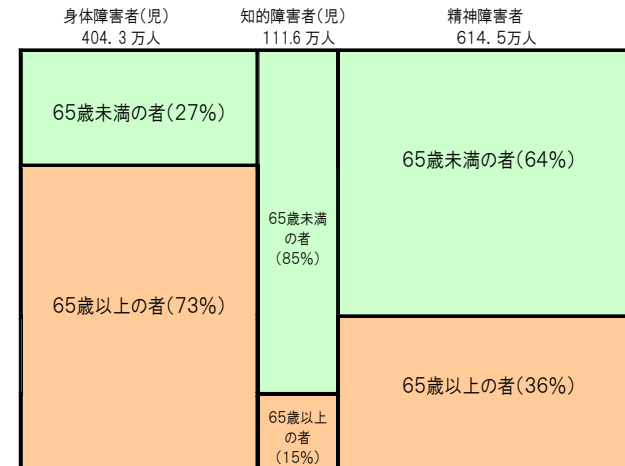
(在宅・施設別)

障害者総数 1164.6万人(人口の約9.3%)
 うち在宅 1116.0万人(95.8%)
 うち施設入所 48.7万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 53%
 65歳以上 47%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(令和4年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(令和3年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。このため、障害者手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者は含まれていない。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)で算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である(各種別ごとの人数を単純に合計)。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

障害者総合支援法等の改正

1-1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

1 - ③

現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

市町村(①~③の整備・設置主体)

設置を努力義務化

①基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

関係機関との
連携の緊密化

主任相談支援専門員等

相談支援事業者への支援
(助言・指導等)

日常的な相談

相談支援事業者

※本人や家族等からの相談

障害者

日常的な支援

サービス事業者

サービス等利用計画
策定等

緊急時の相談・対応

拠点コーディネーター

地域移行の推進
(体験の機会・場)

※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

整備を努力義務化

②地域生活支援拠点等
(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進するサービス拠点)

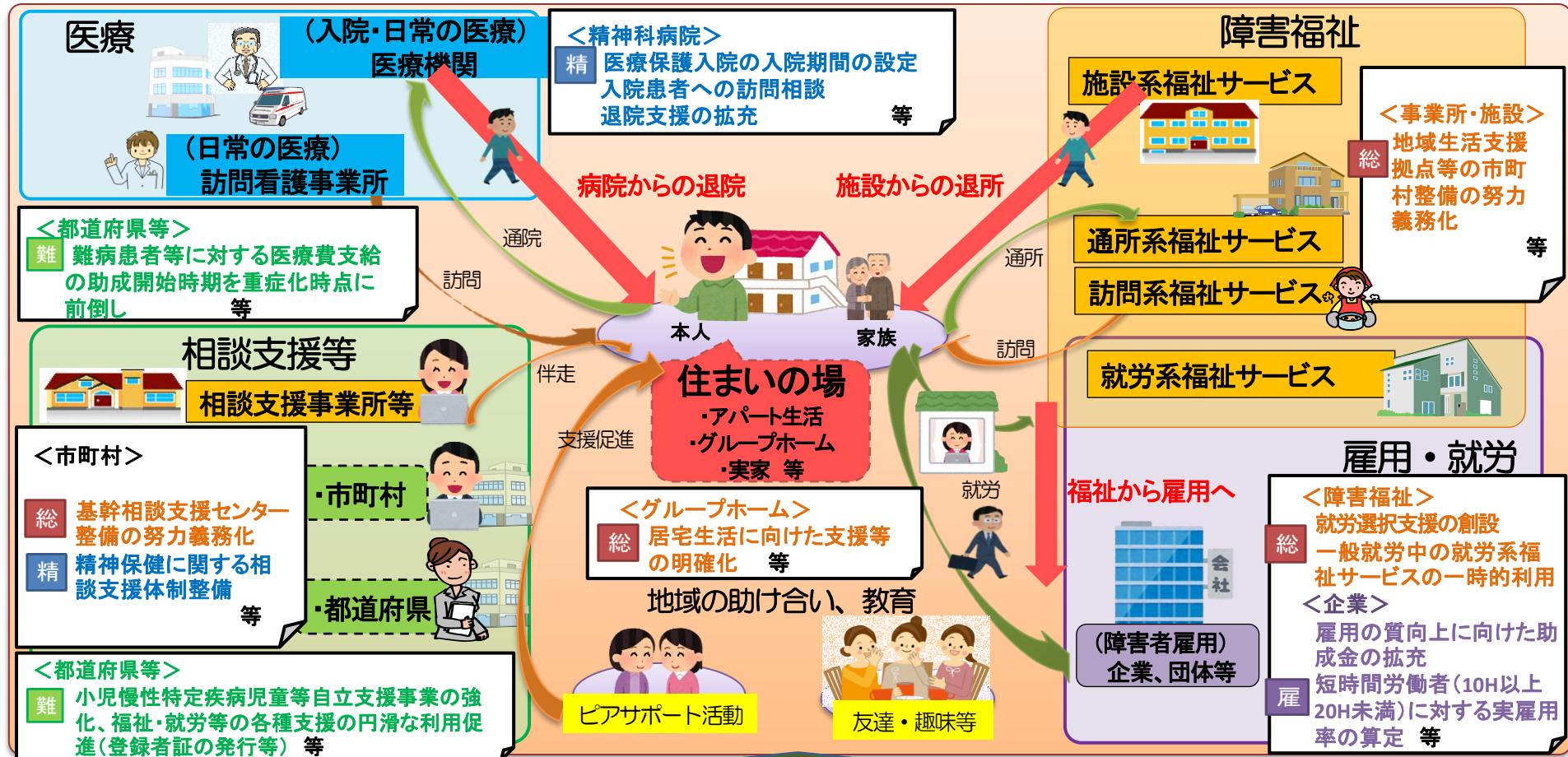
守秘義務を設ける

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

○ 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



基盤整備

＜国＞ データベースの整備

難 総

障害(児)福祉計画のための 基本指針

1-2

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数

○ 障害児相談支援の利用児童数

- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】

- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

(参考) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

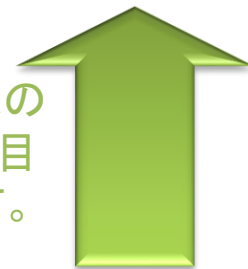
- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定



成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。



目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

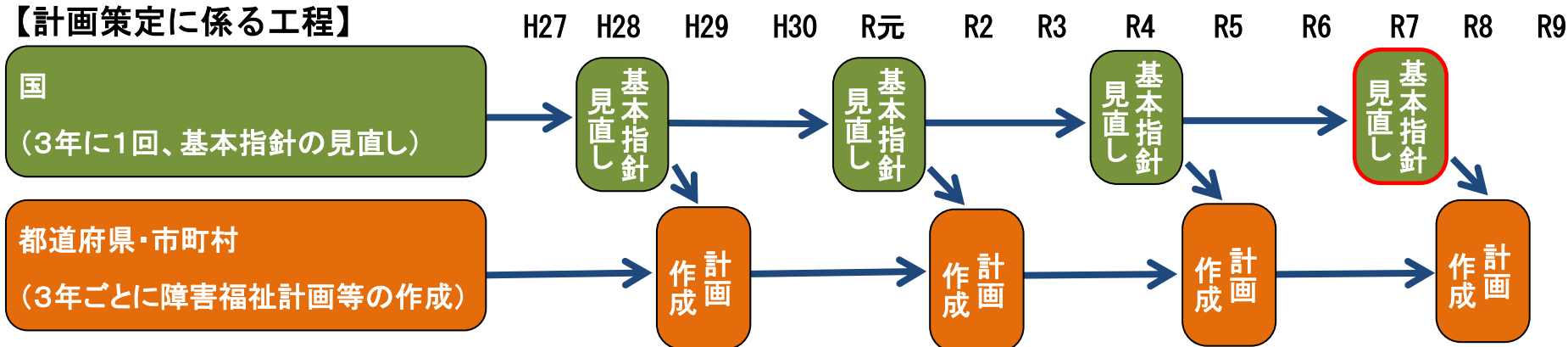
- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。



令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定

これまでの障害福祉サービス等報酬改定

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	○良質な人材の確保 ○地域生活基盤の充実 ○事業者の経営基盤の安定 ○中山間地域等への配慮 ○サービスの質の向上 ○新体系への移行促進	+ 5.1%
平成24年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	+ 2.0%
平成26年度改定	○消費税率の引上げ(8%)への対応	+ 0.69%
平成27年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等	± 0%
平成29年度改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.09%
平成30年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	+ 0.47%
令和元年10月改定	○消費税率の引上げ(10%)への対応 ○障害福祉人材の処遇改善	+ 2.00% 〔 処遇改善: 1.56% 消費税 : 0.44% 〕
令和3年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援 ○効果的な就労支援 ○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 ○感染症等への対応力の強化 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 ○持続可能性の確保	+ 0.56% 〔 ※うち、コロナ対応に係る 特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間) 〕
令和4年10月改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.72%
令和6年度改定	○福祉・介護職員等の処遇改善 ○障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり ○医療と福祉の連携の推進 ○社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細やかな対応 ○持続可能性の確保	+ 1.12%

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 原則として令和6年4月1日に施行（2月6日に報酬改定案をとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月15日に報酬告示の改正、同29日に関係通知の発出）

- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行う**とともに、**障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点**から、経営実態を踏まえた**サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。

○ 障害者が希望する地域生活の実現

- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等

○ 多様なニーズに応える専門性・体制の評価

- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
- ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等

○ 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価

- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。
なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
- ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
- ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等

○ その他

- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

意思決定支援の推進等

2-1

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

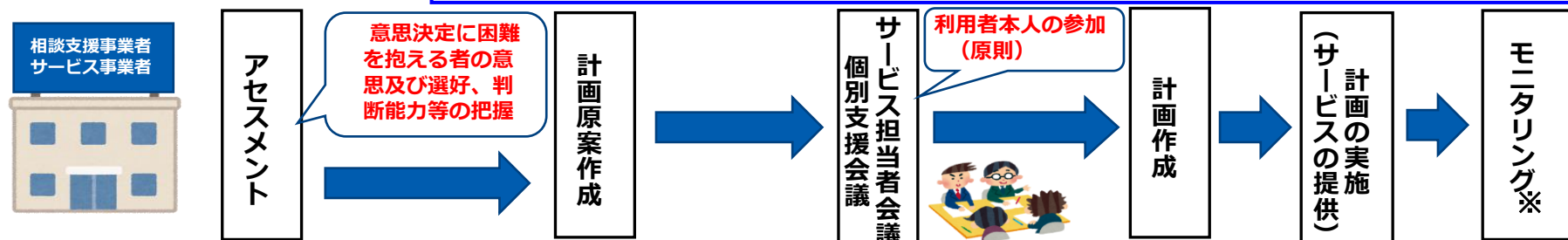
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任 とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議
と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画
(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記
録の
フイールド
バック

サービス担当者会議等への利用者本人の同席状況

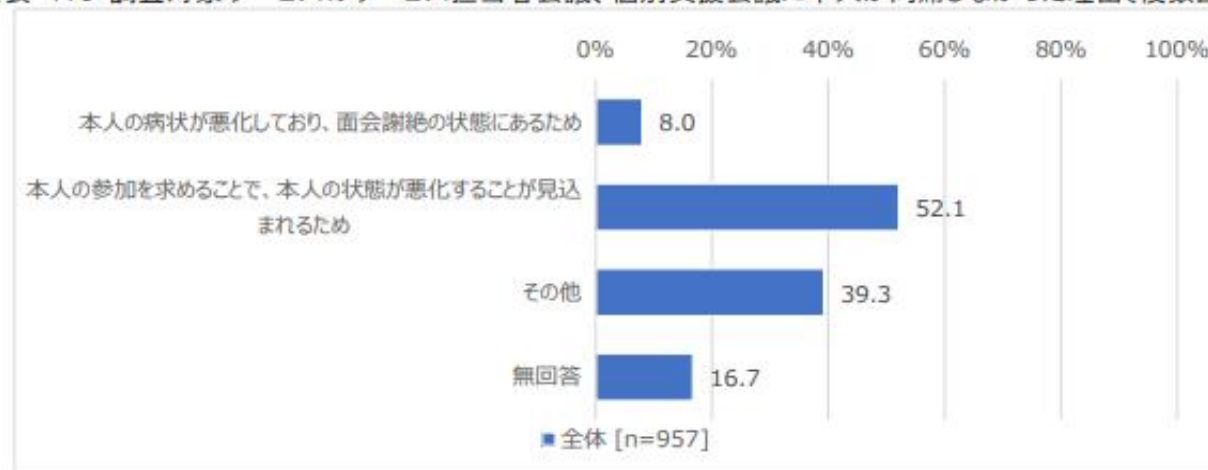
調査対象サービスのサービス担当者会議、個別支援会議への利用者本人の同席状況について聞いたところ、利用者本人が同席した会議の割合としては、令和5年度では平均で64.1%、令和6年4月～9月では平均で70.1%となっている。

図表 412 調査対象サービスのサービス担当者会議、個別支援会議に利用者本人が同席した割合

(単位：%)	全体 [n=1,396]	訪問系サービス [n=346]	通所系サービス [n=436]	グループホーム [n=136]	入所施設 [n=207]	相談支援 [n=271]
令和5年度	64.1	57.2	68.9	72.3	41.6	78.3
(単位：%)	全体 [n=1,451]	訪問系サービス [n=357]	通所系サービス [n=457]	グループホーム [n=137]	入所施設 [n=222]	相談支援 [n=278]
令和6年4月～9月	70.1	57.3	79.2	79.8	55.1	78.9

利用者本人の同席状況で、割合が100%でなかった事業所に、本人が同席しなかった理由を聞いたところ、「本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれるため」が52.1%と多くなっている。なお、「その他」が多くなっているが、本人や家族の希望、家族の代理出席等の理由が多く見られる。また、令和5年度に関しては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止等の回答も見られる。

図表 413 調査対象サービスのサービス担当者会議、個別支援会議に本人が同席しなかった理由〔複数回答〕



相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することを追加。

相談支援関係

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

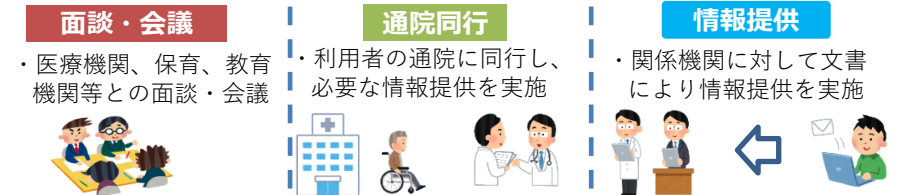
- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

入退院時等についての医療と福祉の連携と報酬上の評価

令和6年度改定における改定事項

入退院時等に医療機関と福祉事業者の情報連携（文書等による情報の提供、収集）や協働による支援の検討（カンファレンスの開催や参加）等の連携を推進するため、当該業務について相互に報酬上評価を行っている。

入院時

相談支援

退院時

○入院時情報連携加算

入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合

（Ⅰ）訪問 （Ⅱ）文書等

情報共有フォーマット策定

単価見直し



診療報酬（医療機関）

障害福祉サービス等報酬
（計画相談支援・障害児相談支援）

○介護支援等連携指導料

患者の同意を得て、医師等が相談支援専門員等と共同して患者の心身の状況等を踏まえて導入が望ましい障害福祉サービス等や退院後に利用可能な障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合

○診療情報提供料（Ⅰ）

患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合（退院日の前後2週間）
介護支援等連携指導料を算定した場合は算定不可。

○入退院支援加算1 ○入退院支援加算2

退院困難な患者を抽出し、早急に本人・家族と面談、カンファレンスを実施した場合

○精神科退院時共同指導料

精神科棟退院時の多職種・多機関による共同指導を行った場合

拡充・単価見直し

○医療・保育・教育機関等連携加算

【計画作成時・モニタリング時】

障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関等と連携した上で、計画相談支援を提供した場合

（①情報提供、②通院同行、③福祉サービス等提供機関から情報提供を受けた上での面談等）

○退院・退所加算

【計画作成時】

退院退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や医療機関等における退院・退所時のカンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合

単価見直し

拡充・単価見直し

○集中支援加算

【計画作成時・モニタリング時以外】

障害福祉サービス等の利用に関して、以下の支援を行った場合（④以外は各々月1回算定可）

- ①月2回以上の居宅等への訪問による面談
- ②サービス担当者会議の開催
- ③他機関が主催する支援を検討する会議への参加
- ④通院同行（異なる医療機関の場合、月3回を限度）
- ⑤情報提供

在宅療養中の患者

〔精神科関係〕

○療養生活環境整備指導加算

精神科退院時共同指導料の算定対象者に対し、退院後に精神科外来で多職種の支援・指導を行った場合

○療養生活継続支援加算

精神科外来への通院及び重点的な支援を要する患者に、多職種による包括的支援マネジメントに基づいた相談・支援等を行った場合

〔訪問診療・訪問看護関係〕

○在宅患者緊急時等カンファレンス料

訪問診療を実施している保険医が、在宅療養中の患者で通院が困難な者の状態急変等に伴い、他職種と共同でカンファレンスした場合

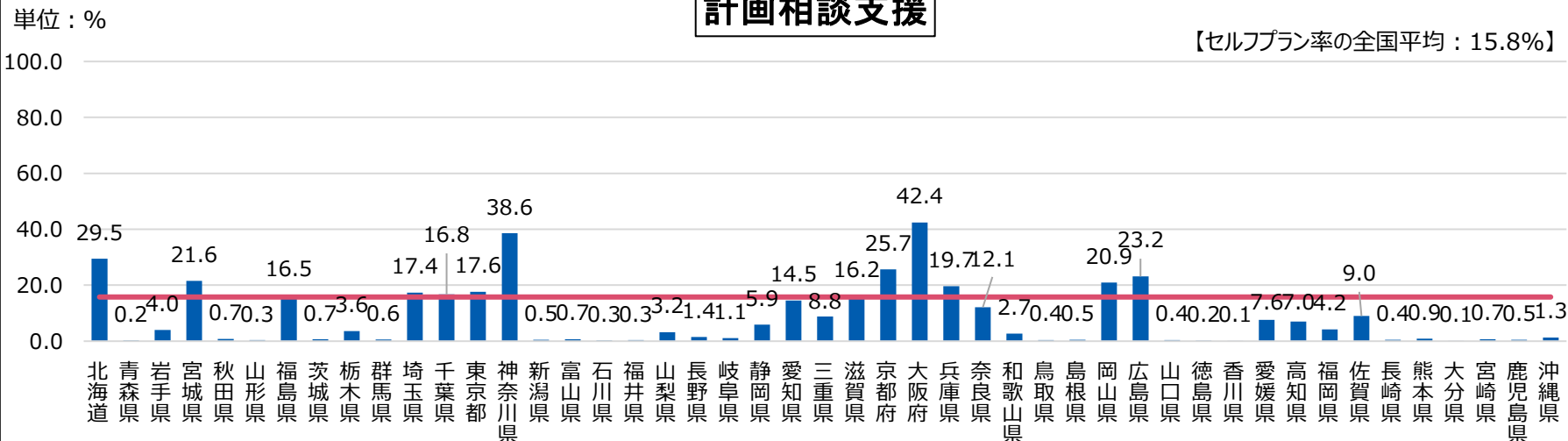
○訪問看護情報提供療養費1

訪問看護ステーションが、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合

セルフプラン率について（令和6年3月末時点）出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

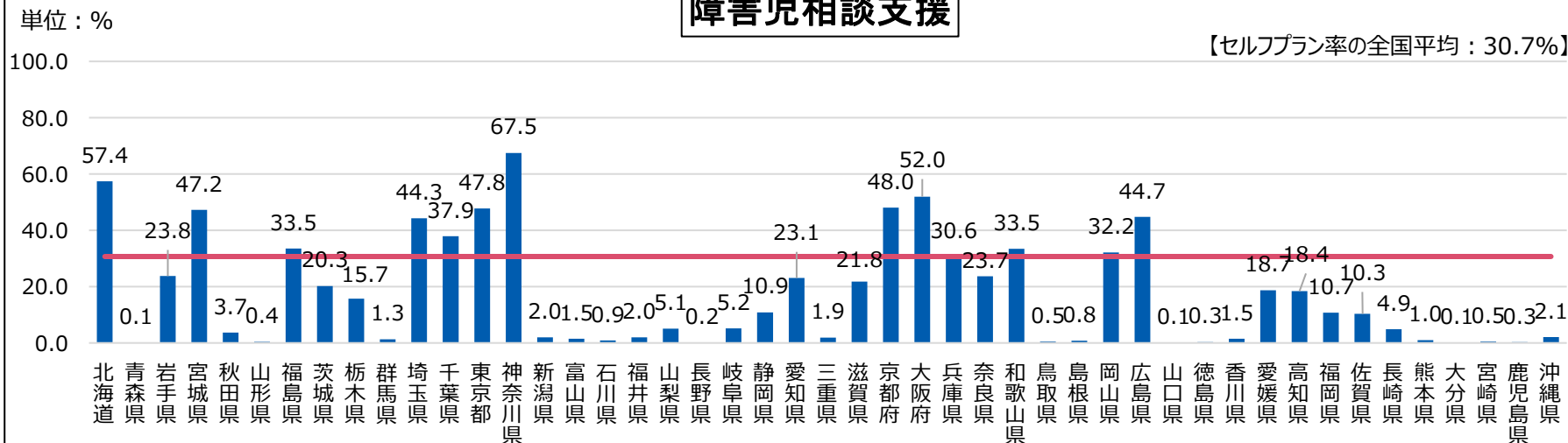
計画相談支援

【セルフプラン率の全国平均：15.8%】



障害児相談支援

【セルフプラン率の全国平均：30.7%】



適切なモニタリング実施期間の設定

- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。**
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
⇒ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2（令和3年4月8日）問38
介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

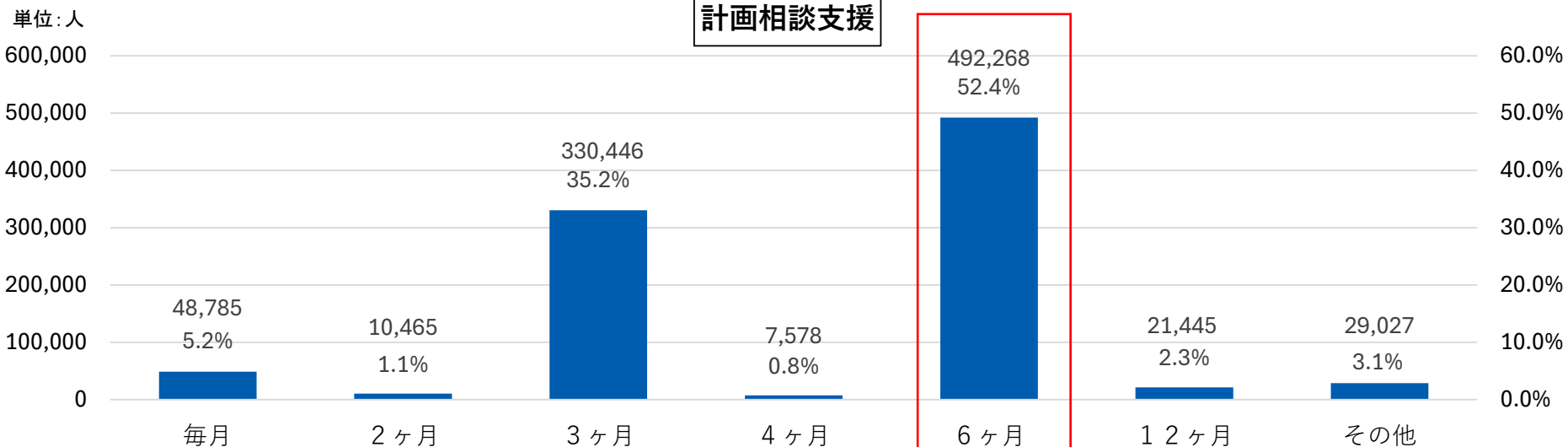
- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

この内容に更に追記

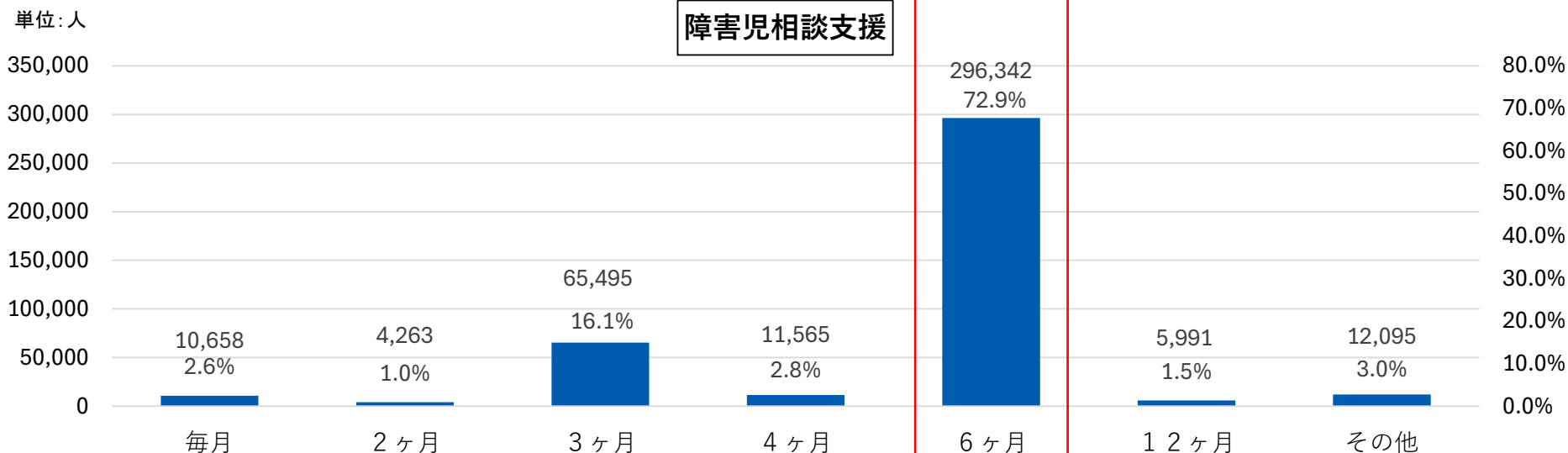
また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

計画相談支援



障害児相談支援



相談支援に関する情報について（厚生労働省HP）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等 > 障害福祉サービス等 > 6 相談支援

(1) 相談支援 (2) 基幹相談支援センター (3) (自立支援) 協議会
(4) 障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱い等について

- ・ 相談支援業務に関する手引き（令和6年3月）
- ・ 相談支援のQ&A ・ 自立支援協議会の設置・運営ガイドライン（令和6年3月）等掲載

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 統計情報 > 8 障害者相談支援事業の実施状況等について > 市町村別データ（令和6年3月末時点）

各自治体の支給決定者（児）数とセルフプラン率（令和6年3月末時点）

障害児支援利用計画におけるモニタリング設定期間について

	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	障害者総合支援法分 (令和6年3月末時点)		児童福祉法分 (令和6年3月末時点)	
				障害福祉サービス等 受給者数	セルフプラン率	障害児通所 支援受給者数	セルフプラン率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%
	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%
	神奈川県	横浜市の	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%
	神奈川県	相模原市の	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%
	新潟県	新潟市の	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%
	静岡県	静岡市の	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%
	静岡県	浜松市の	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%
	愛知県	名古屋市の	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%
	大阪府	大阪市の	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%
	大阪府	堺市の	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%
	兵庫県	神戸市の	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%
	広島県	広島市の	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%
	福岡県	福岡市の	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%

自治体規模			都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	児童福祉法分													
						モニタリング対象者数	モニタリング設定期間												
							毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)					
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	2,832	111	3.9%	0	0.0%	956	33.8%	0	0.0%	1,765	62.3%	0	0.0%	0	0.0%	
	宮城県	仙台市	1,066,362	1,098	76	6.9%	80	7.3%	523	47.6%	0	0.0%	273	24.9%	0	0.0%	146	13.3%	
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	2,313	26	1.1%	4	0.2%	190	8.2%	21	0.9%	2,035	88.0%	35	1.5%	2	0.1%	
	千葉県	千葉市	978,899	3,936	36	0.9%	16	0.4%	399	10.1%	27	0.7%	3,439	87.4%	9	0.2%	10	0.3%	
	神奈川県	横浜市の	3,752,969	3,534	4	0.1%	62	1.8%	605	17.1%	1,137	32.2%	1,033	29.2%	331	9.4%	362	10.2%	
	神奈川県	川崎市の	1,529,136	619	5	0.8%	0	0.0%	103	16.6%	1	0.2%	510	82.4%	0	0.0%	0	0.0%	
	神奈川県	相模原市の	717,861	1,457	5	0.3%	0	0.0%	316	21.7%	0	0.0%	1,131	77.8%	0	0.0%	5	0.3%	
	新潟県	新潟市の	767,565	2,599	7	0.3%	9	0.3%	156	6.0%	0	0.0%	2,281	87.8%	0	0.0%	146	5.6%	
	静岡県	静岡市の	677,736	3,620	1	0.0%	1	0.0%	289	8.0%	0	0.0%	3,329	92.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	静岡県	浜松市の	788,985	4,853	154	3.2%	27	0.6%	515	10.6%	0	0.0%	3,491	71.9%	1	0.0%	665	13.7%	
	愛知県	名古屋市の	2,297,745	4,782	155	3.2%	5	0.1%	1,015	21.2%	17	0.4%	3,266	68.3%	236	4.9%	88	1.8%	
	京都府	京都市	1,379,529	1,506	91	6.0%	0	0.0%	278	18.5%	0	0.0%	1,067	70.8%	70	4.6%	0	0.0%	
	大阪府	大阪市の	2,757,642	10,121	1,113	11.0%	453	4.5%	4,670	46.1%	0	0.0%	3,827	37.8%	58	0.6%	0	0.0%	
	大阪府	堺市の	817,041	1,798	424	23.6%	156	8.7%	703	39.1%	48	2.7%	273	15.2%	29	1.6%	165	9.2%	
	兵庫県	神戸市の	1,500,425	853	62	7.3%	9	1.1%	322	37.7%	3	0.4%	457	53.6%	0	0.0%	0	0.0%	
	岡山県	岡山市	698,671	1,580	8	0.5%	0	0.0%	261	16.5%	1	0.1%	1,310	82.9%	0	0.0%	0	0.0%	
	広島県	広島市の	1,178,773	1,798	35	1.9%	3	0.2%	748	41.6%	0	0.0%	1,008	56.1%	2	0.1%	2	0.1%	
	福岡県	北九州市	921,241	3,935	110	2.8%	74	1.9%	690	17.5%	13	0.3%	2,936	74.6%	0	0.0%	112	2.8%	
	福岡県	福岡市の	1,593,919	6,233	51	0.8%	45	0.7%	1,557	25.0%	0	0.0%	4,578	73.4%	2	0.0%	0	0.0%	
	熊本県	熊本市	731,722	4,862	156	3.2%	12	0.2%	24	0.5%	0	0.0%	4,584	94.3%	1	0.0%	85	1.7%	

令和 6 年度障害福祉サービス等 改定検証調査（相談支援関係）

2-3

5. 計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○令和6年度報酬改定における、質の高い相談支援事業所の整備等を推進するための機能強化型の基本報酬の引き上げ、加算の創設や拡充等の影響や事業所の運営実態を調査するとともに、今後の報酬改定、相談支援のさらなる質の向上や中立の担保等の観点から検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○全国の計画相談支援、障害児相談支援事業所（19,321事業所）から、1,000事業所を無作為抽出

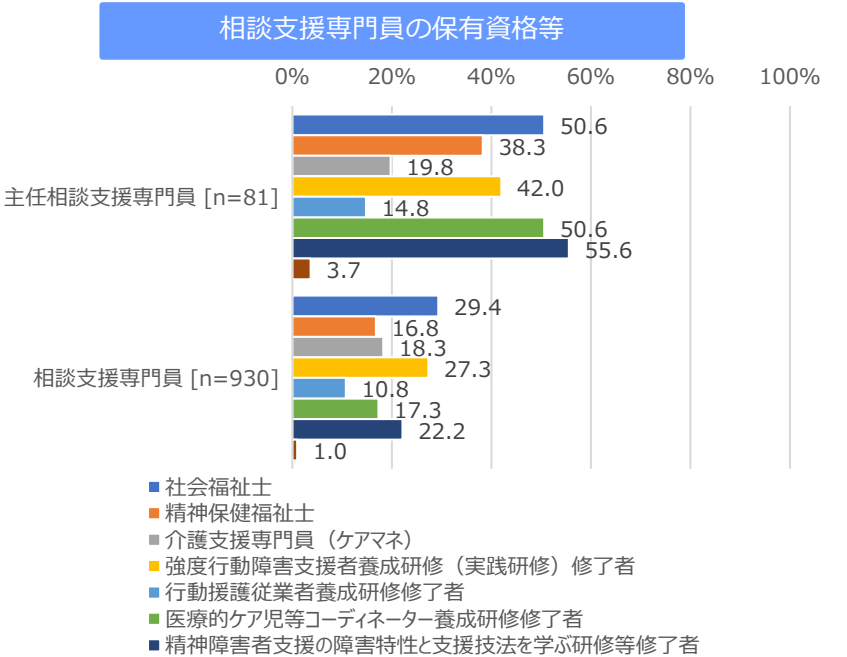
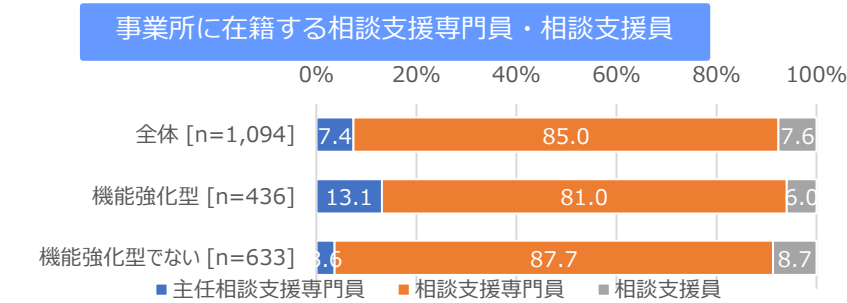
送付数	休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	16	984	538	54.7%	529	53.8%

3. 調査結果のポイント

- 事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員について、人数構成は「相談支援専門員」が85.0%、「主任相談支援専門員」が7.4%となっており、「相談支援員」が7.6%であった。保有資格等は相談支援専門員の3割程度が「社会福祉士」「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者」等であり、担当ケース数は相談支援専門員の平均で障害児21.0人、障害者31.3人等となっている。事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数は、令和6年9月の1事業所あたりの平均で、サービス等利用計画62.2件、障害児支援利用計画35.8件となっている。機能強化型の事業所で契約件数の多い傾向が見られる。
- 基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
- 機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。
- 計画相談支援・障害児相談支援の利用者が、調査対象事業所と同一法人のサービスを利用しているかどうかを聞いたところ、「計画相談支援利用者に、同一法人サービスの利用者はいない」が5.5%「同一法人サービスがない」が14.7%であったが、多くの事業所で同一法人の就労系サービスや生活介護等が利用されている。同一法人のサービス利用のある事業所に、同一法人サービスを利用するプランとなった理由を聞いたところ、「身近な地域に他に計画相談支援を提供する事業者がないため」という回答が28.8%あった。
- 主任相談支援専門員配置加算の算定状況は、令和6年9月で、加算（Ⅰ）が5.3%、加算（Ⅱ）が6.6%となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、算定割合は上昇傾向が見られる。各種支援体制に関する加算の算定状況は、令和6年9月で、行動障害支援体制加算の加算（Ⅰ）が23.3%、加算（Ⅱ）が11.9%等となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、各加算とも算定割合の上昇傾向が見られる。
- 事業所の運営状況に関し、令和5～6年度の変化（令和6年度報酬改定の影響等）について聞いたところ、「令和6年度報酬改定により、経営状況が改善した」事業所が19.8%、そのうち機能強化型の事業所では44.8%となっている。地域の障害児・者の支援機関等との連携状況については、「基幹相談支援センター（自事業所が運営しているセンター除く）」「地域包括支援センター」「障害者就業・生活支援センター」等をあげる事業所が多く、機能強化型の事業所で全般的に連携の割合が高くなっている。

(1) 相談支援の状況

- 事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員について、人数構成は「相談支援専門員」が85.0%、「主任相談支援専門員」が7.4%となっており、「相談支援員」が7.6%であった。保有資格等は相談支援専門員の3割程度が「社会福祉士」「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者」等であり、担当ケース数は相談支援専門員の平均で障害児21.0人、障害者31.3人等となっている。
- 事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数は、令和6年9月の1事業所あたりの平均で、サービス等利用計画62.2件、障害児支援利用計画35.8件となっている。機能強化型の事業所で契約件数の多い傾向が見られる。



相談支援専門員・相談支援員の利用者担当数

(単位：人)		利用者担当数	
		障害児	障害者
全体	全体 [n=918]	20.6	32.4
	主任相談支援専門員 [n=70]	21.2	48.7
	相談支援専門員 [n=809]	21.0	31.3
	相談支援員 [n=39]	10.8	25.1
機能強化型	全体 [n=379]	21.6	40.2
	主任相談支援専門員 [n=52]	26.1	43.1
	相談支援専門員 [n=314]	21.4	40.4
	相談支援員 [n=13]	9.3	24.3
機能強化型でない	全体 [n=520]	20.0	26.8
	主任相談支援専門員 [n=17]	7.6	63.6
	相談支援専門員 [n=478]	20.9	25.6
	相談支援員 [n=25]	11.9	23.9

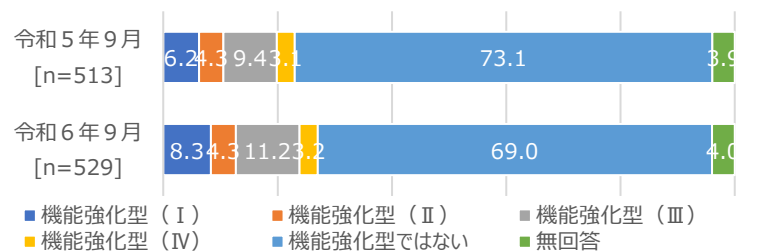
事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数

(単位：件)		障害児支援利用計画	サービス等利用計画
全体	全体 [n=502]	35.8	62.2
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=392]	40.3	68.5
	計画相談支援のみ [n=81]		54.2
	障害児相談支援のみ [n=29]	74.4	
機能強化型	全体 [n=141]	49.6	103.7
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=125]	55.6	105.0
	計画相談支援のみ [n=15]		99.7
	障害児相談支援のみ [n=1]	38.0	
機能強化型でない	全体 [n=354]	30.5	46.1
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=262]	33.4	51.3
	計画相談支援のみ [n=65]		44.3
	障害児相談支援のみ [n=27]	76.2	

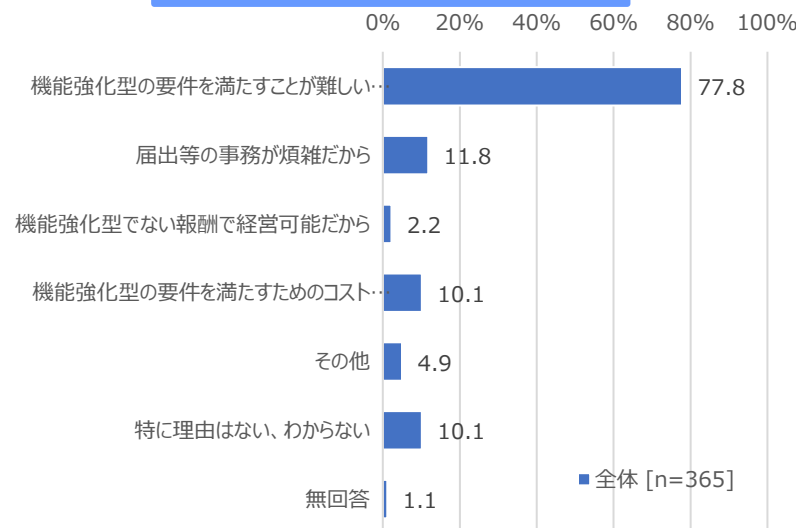
(2) 基本報酬、協働体制の状況

- 基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
- 機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。

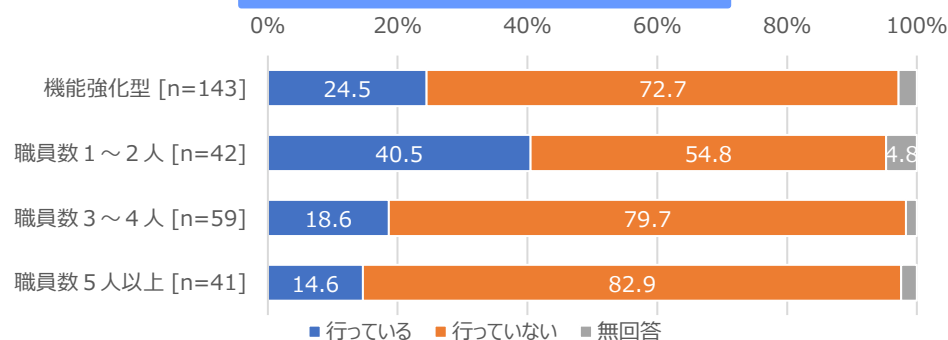
基本報酬の届出状況



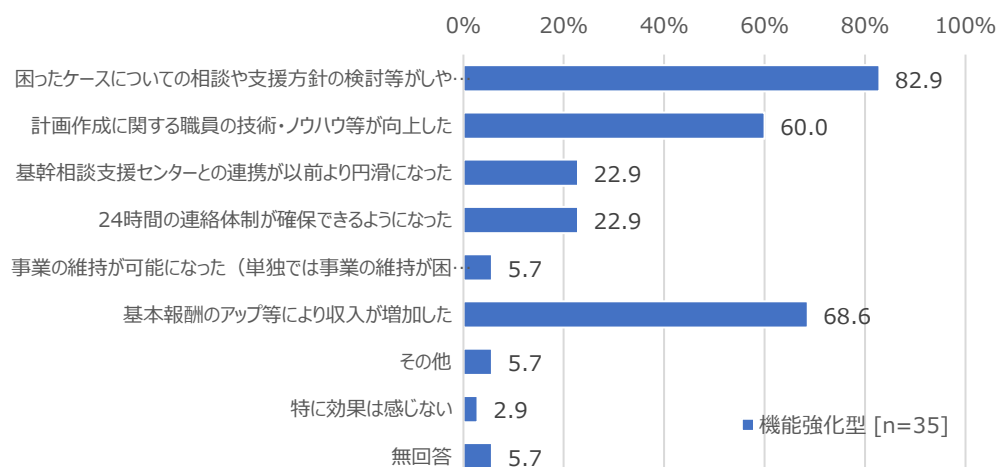
機能強化型の届出をしていない理由



複数事業所の協働による体制の確保



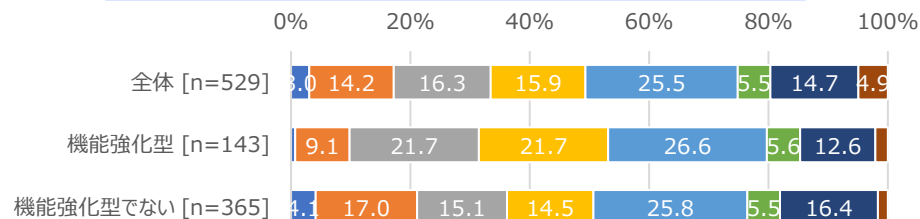
協働運営を行っている事業所で効果のあったこと



(3) 計画相談支援等利用者の同一法人利用の状況

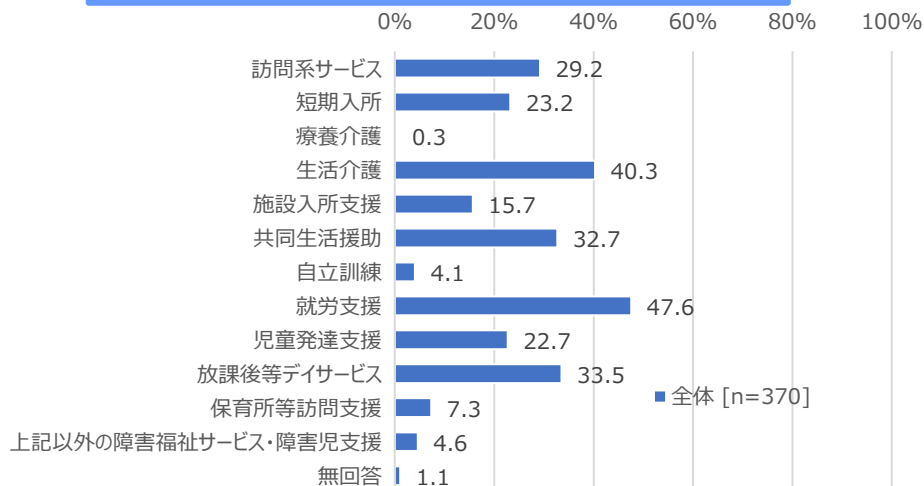
○計画相談支援・障害児相談支援の利用者が、調査対象事業所と同一法人のサービスを利用しているかどうかを聞いたところ、「**計画相談支援利用者**に、**同一法人サービスの利用者はいない**」が**5.5%**「**同一法人サービスがない**」が**14.7%**であったが、多くの事業所で同一法人の就労系サービスや生活介護等が利用されている。同一法人のサービス利用のある事業所に、同一法人サービスを利用するプランとなった理由を聞いたところ、「利用者の障害特性等により、同一法人でケアマネジメントを含めトータルにサービス等を提供することが効果的な利用者が多い」が**43.4%**となっている。

計画相談支援等利用者の同一法人サービスの利用状況

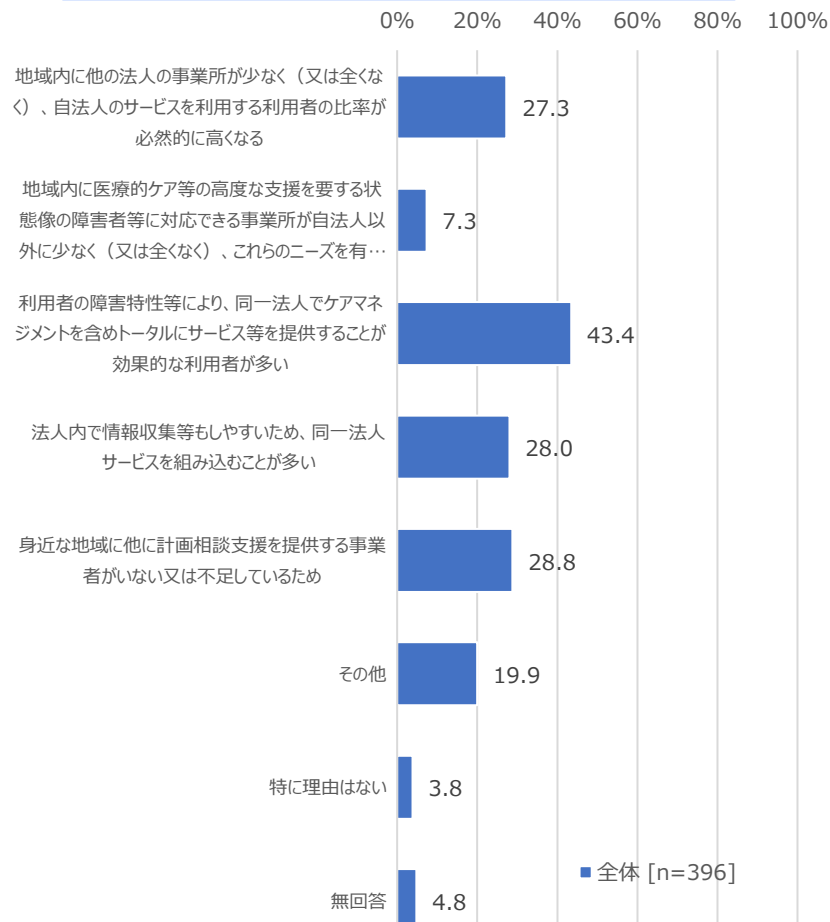


- 計画相談支援等利用者は、すべて同一法人サービスの利用者（100%）
- 計画相談支援等利用者のうち、同一法人サービスの利用者が75%以上100%未満
- 計画相談支援等利用者のうち、同一法人サービスの利用者が50%以上75%未満

当該利用者が利用しているサービス



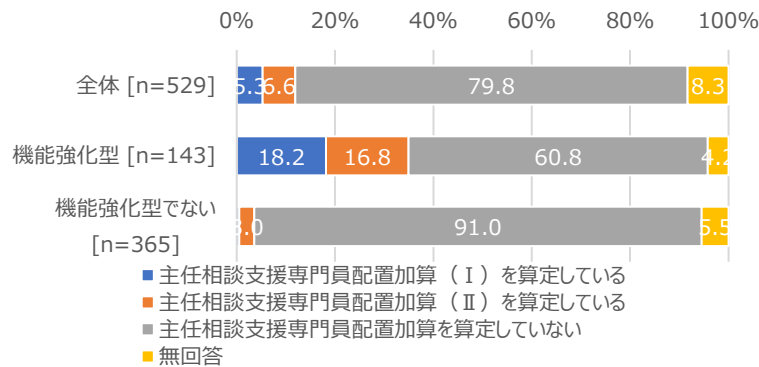
同一法人サービスを利用するプランとなった理由



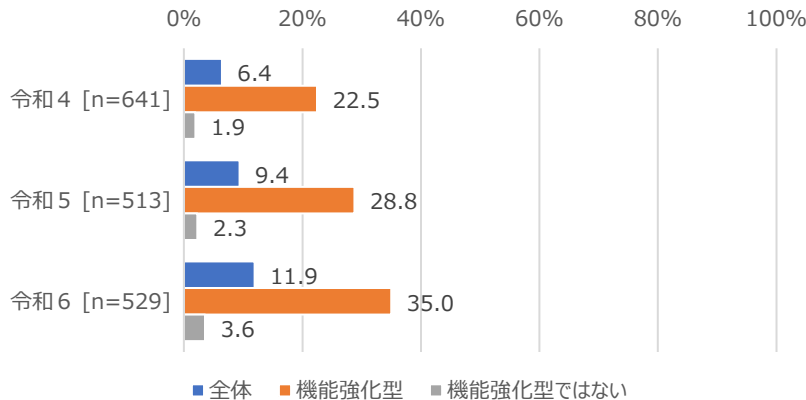
(4) 加算の算定状況

- 主任相談支援専門員配置加算の算定状況は、令和6年9月で、加算（Ⅰ）が5.3%、加算（Ⅱ）が6.6%となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、算定割合は上昇傾向が見られる。
- 各種支援体制に関する加算の算定状況は、令和6年9月で、行動障害支援体制加算の加算（Ⅰ）が23.3%、加算（Ⅱ）が11.9%等となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、各加算とも算定割合の上昇傾向が見られる。

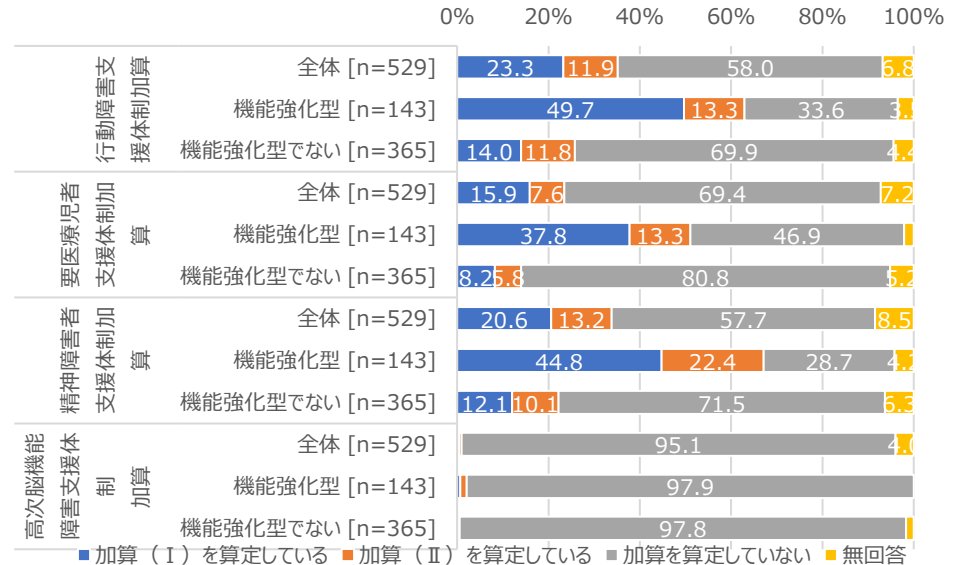
主任相談支援専門員配置加算の算定状況（令和6年9月）



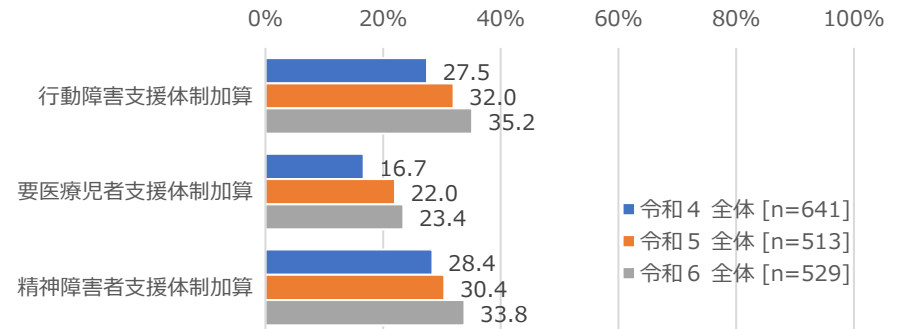
【算定割合の過去調査との比較】



各種支援体制に関する加算の算定状況（令和6年9月）



【算定割合の過去調査との比較】



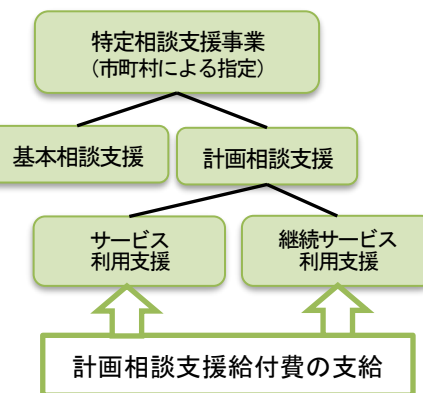
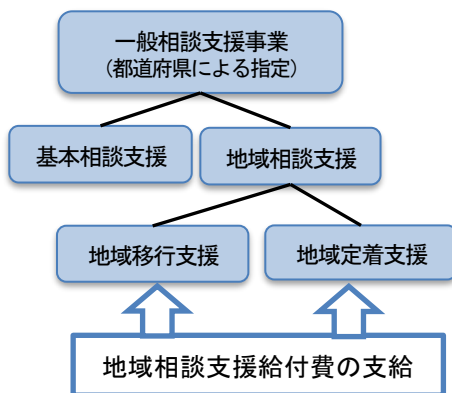
3

地域における相談支援体制の整備等

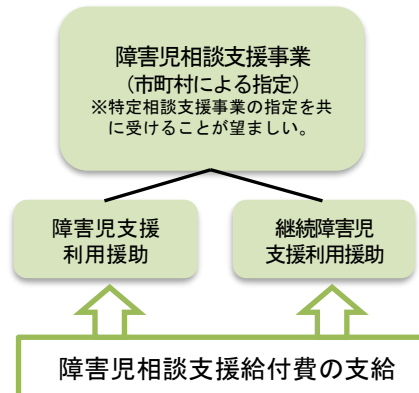
障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援

<障害者総合支援法>



<児童福祉法>



地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能

障害者相談支援事業（必須事業）
※主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援を行う（基本相談支援のみを行う場合等）。

地方交付税措置

基幹相談支援センター

※地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。

地方交付税措置



基幹相談支援センター等
機能強化事業（補助金）

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

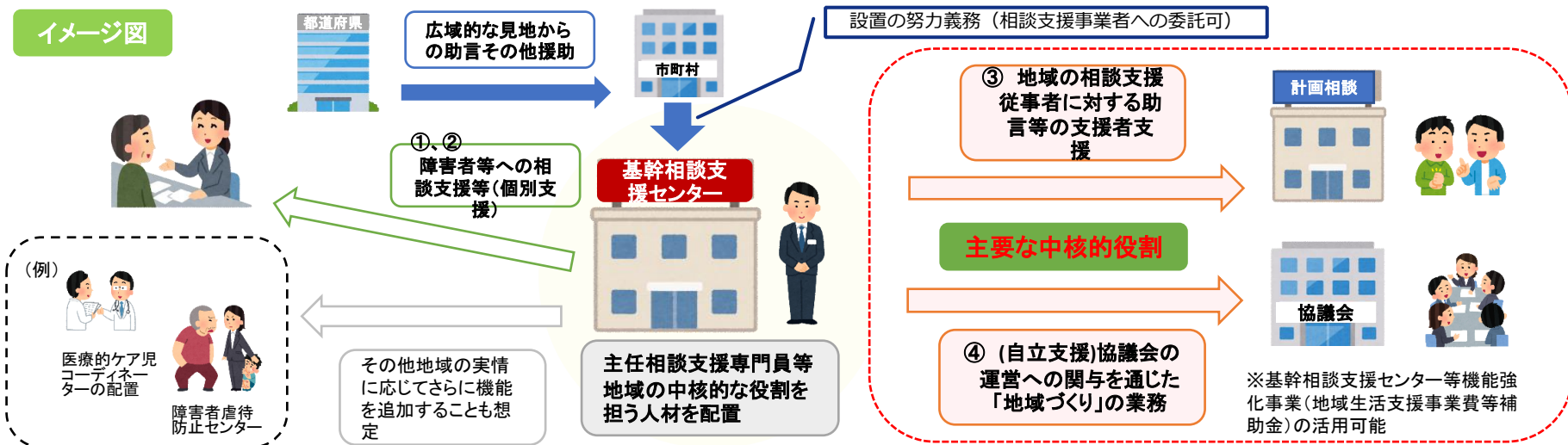
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) 新
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
- 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
- 新 ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)

③④が主要な
「中核的な役割」

※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項) 新

イメージ図



基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億円の内数（501億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

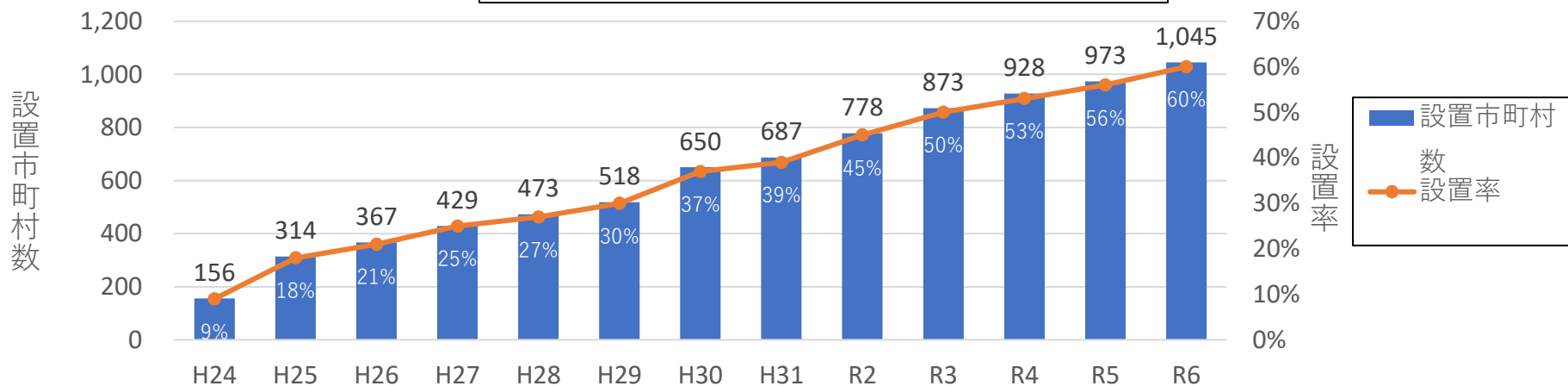
現 行	見直し（案）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

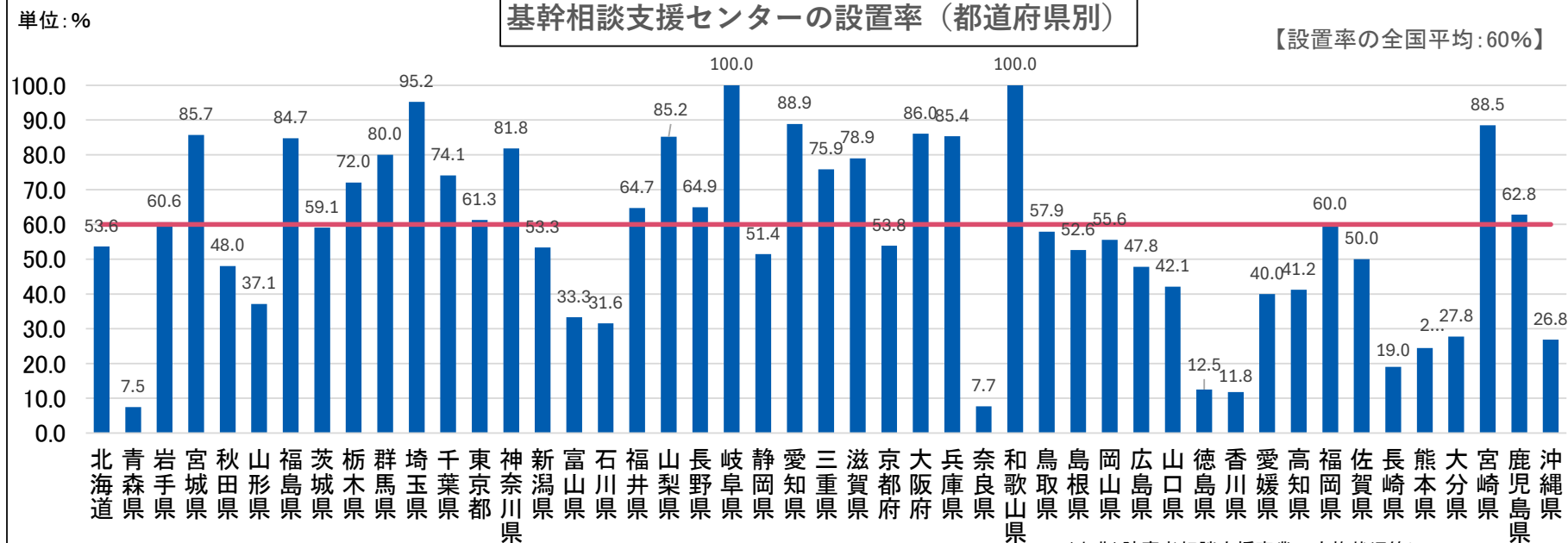
基幹相談支援センターについて（令和6年4月1日時点）

基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

【設置率の全国平均：60%】

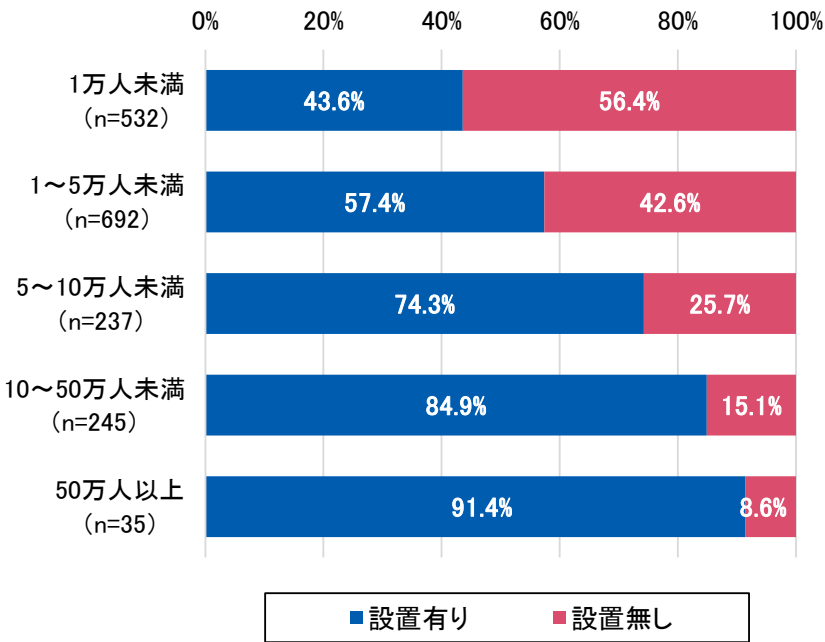


（出典）障害者相談支援事業の実施状況等について

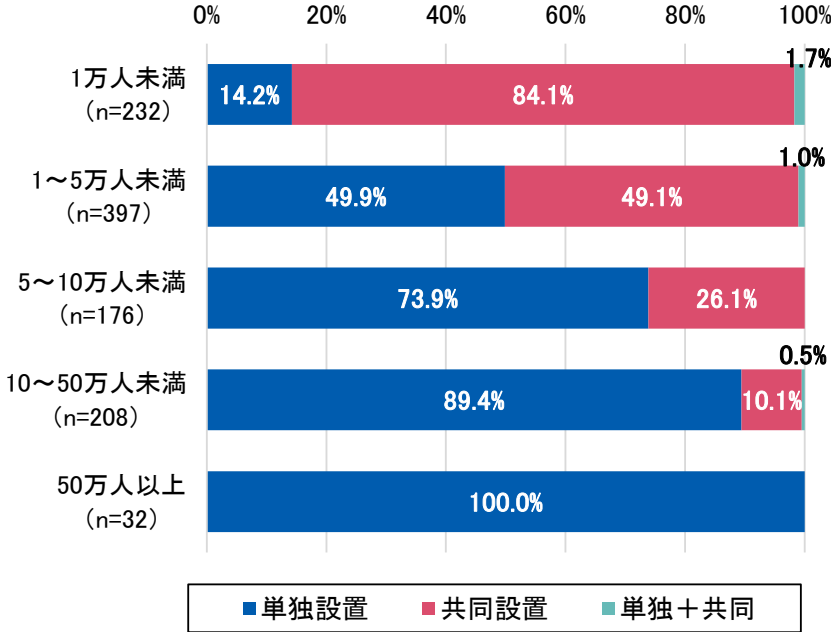
基幹相談支援センターの設置状況等（人口規模別）

- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- 小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）
（市町村数＝1, 741）



基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）
（実施市町村数＝1, 045）



(自立支援) 協議会について

(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等は、この求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。(法第89条の3第5項) **新** (自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン(改定版)発出予定
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。
(法第89条の3第5項) **新**

(自立支援) 協議会の現状等について

○ 設置状況 (R6.4月時点)

市町村: 1,689自治体(設置率約97%)

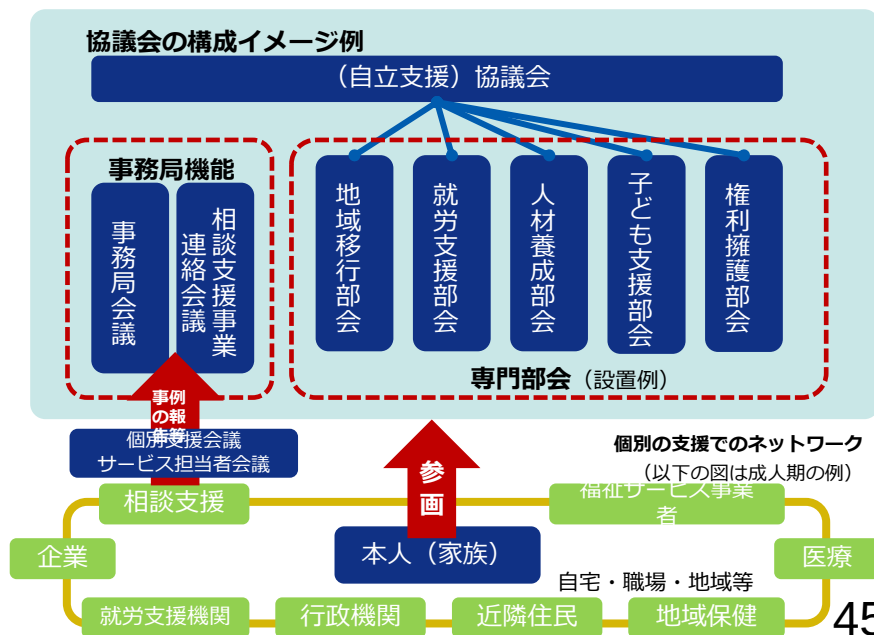
※協議会数: 1,212箇所

都道府県: 47自治体(設置率100%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等



（自立支援）協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村：1,689自治体(設置率約97%) ※協議会数：1,212箇所

都道府県：47自治体(設置率100.0%)

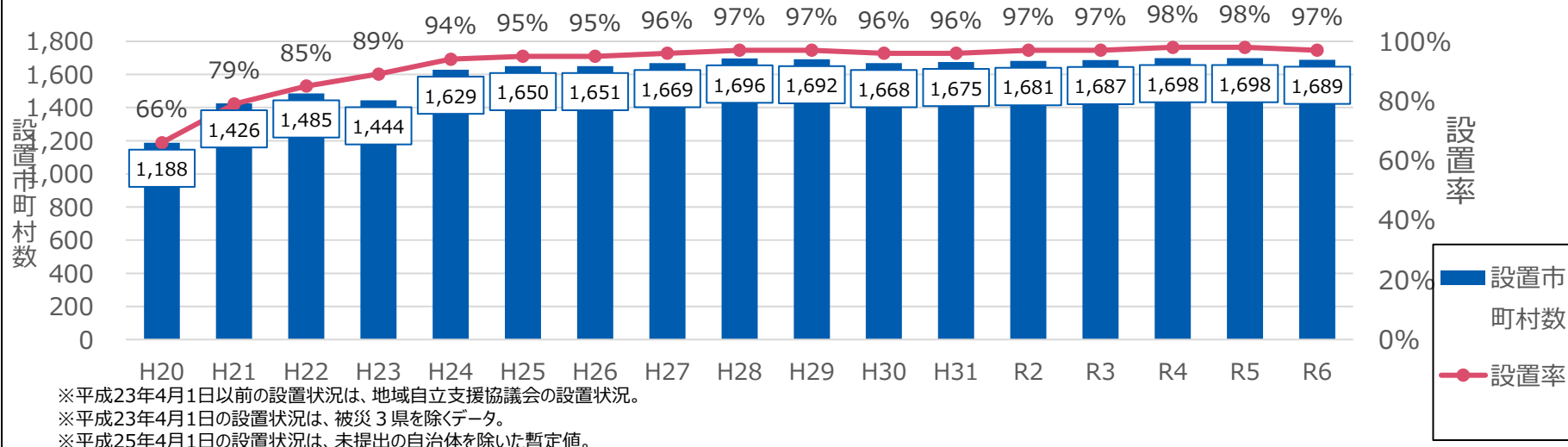
※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

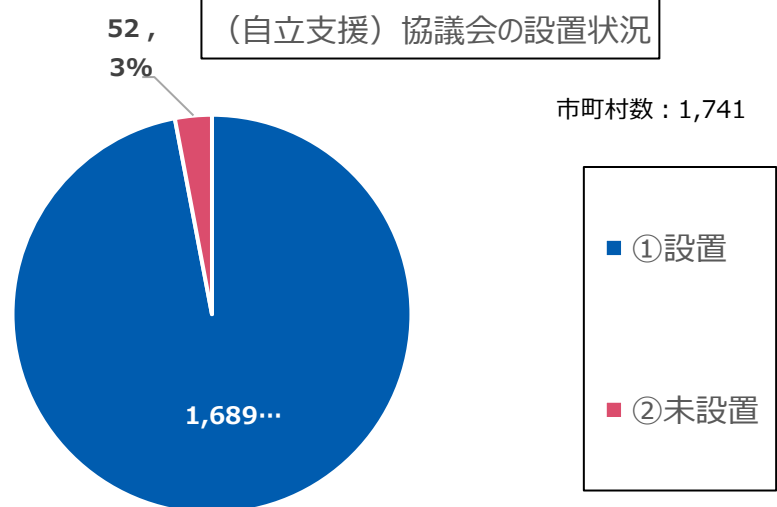
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健所・保健センター、医療機関等、権利擁護支援における中核機関等、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

（自立支援）協議会について（令和6年4月1日時点）

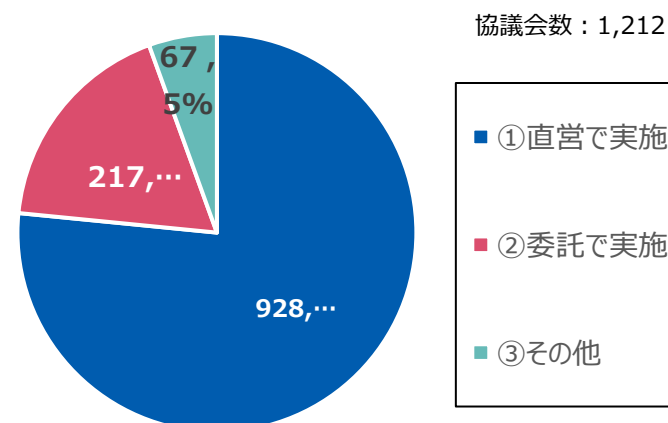
（自立支援）協議会の設置状況（経年比較）



（自立支援）協議会の設置状況

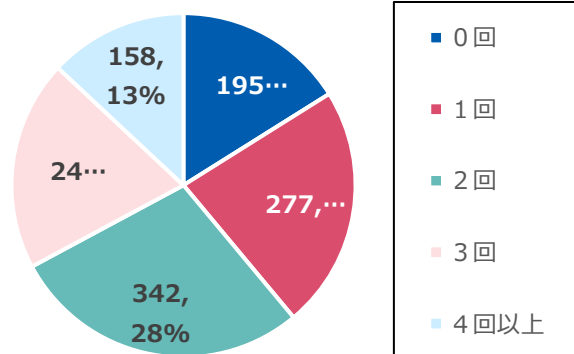


（自立支援）協議会の事務局の運営方法

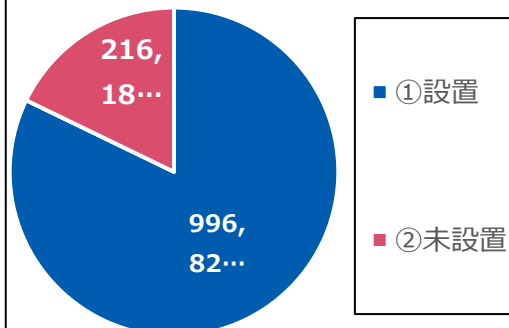


(自立支援) 協議会 専門部会について (令和6年4月1日時点)

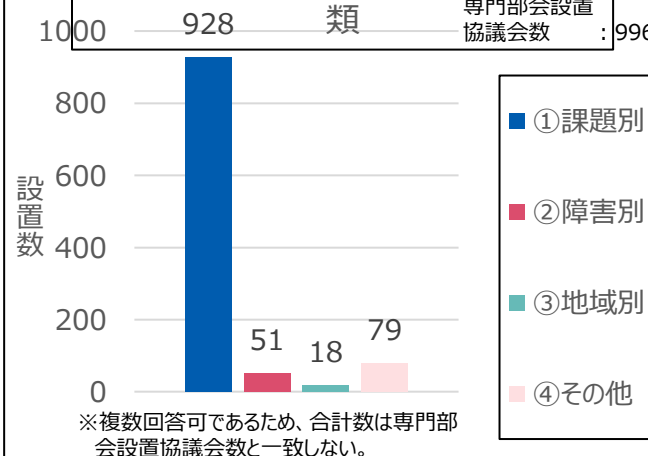
(自立支援) 協議会の
開催実績 (令和5年度) ※専門部会を
除く 協議会数: 1,212



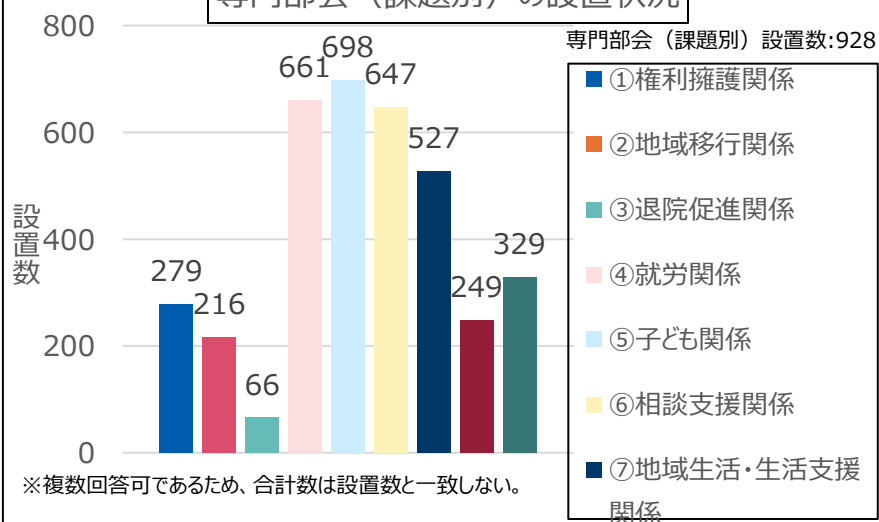
(自立支援) 協議会専門部会
の
設置状況 協議会数: 1,212



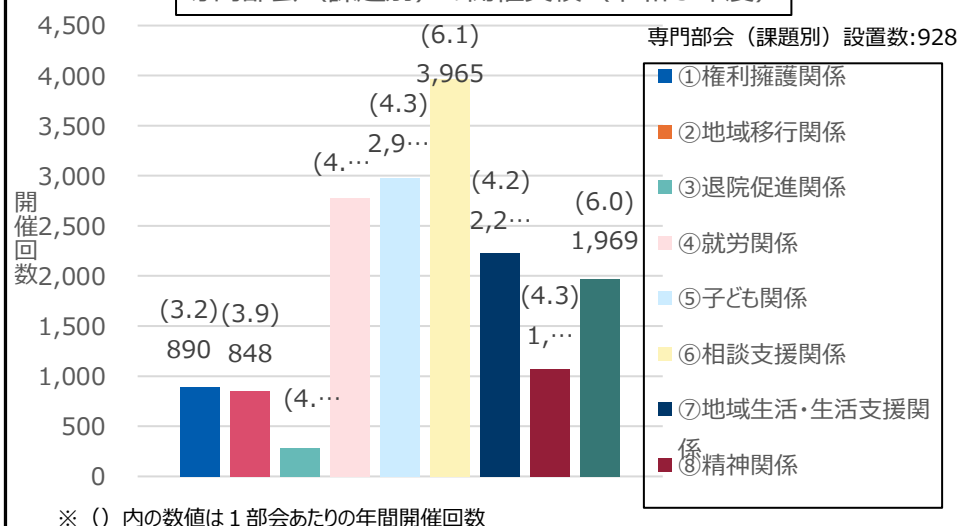
(自立支援) 協議会の専門部会の種
類 専門部会設置
協議会数 : 996



専門部会 (課題別) の設置状況



専門部会 (課題別) の開催実績 (令和5年度)



都道府県（自立支援）協議会について（令和6年4月1日時点）

設置状況・運営方法

【設置状況】

○設置済み：47都道府県

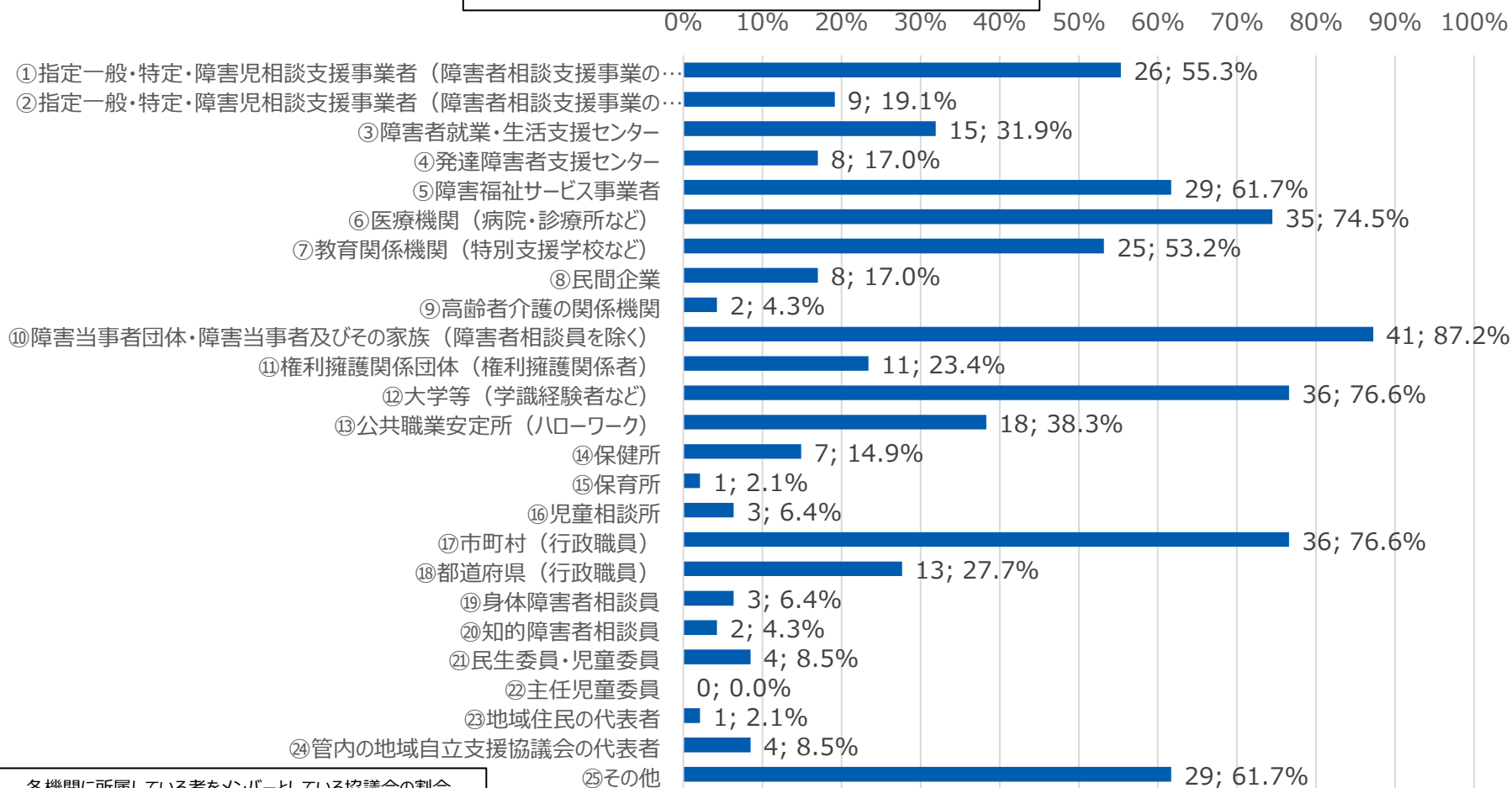
【運営方法】

○直営：46都道府県

○委託：1都道府県

（自立支援）協議会の構成メンバー（所属別）

設置都道府県数：47

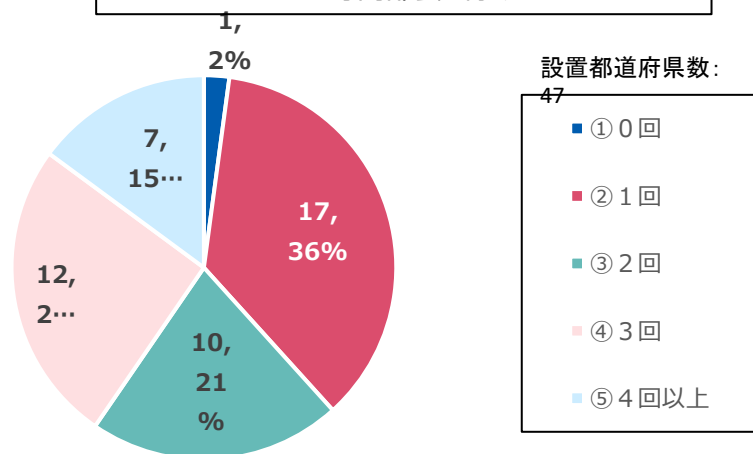


各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

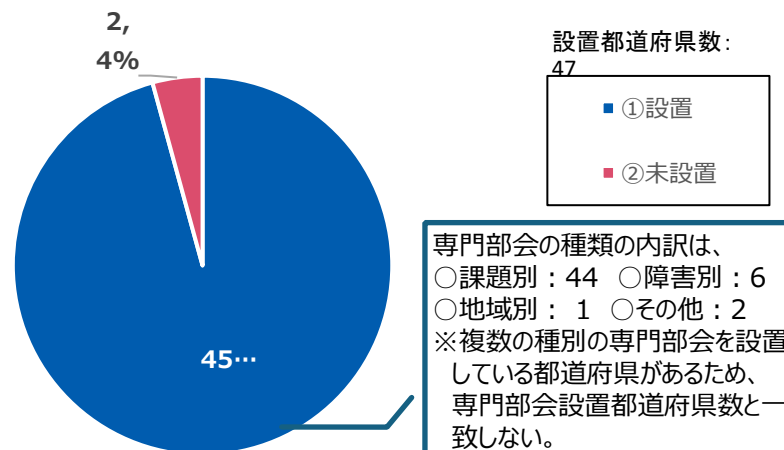
(自立支援) 協議会 専門部会について (令和6年4月1日時点)

(自立支援) 協議会の開催実績 (令和5年度)

※専門部会を除く

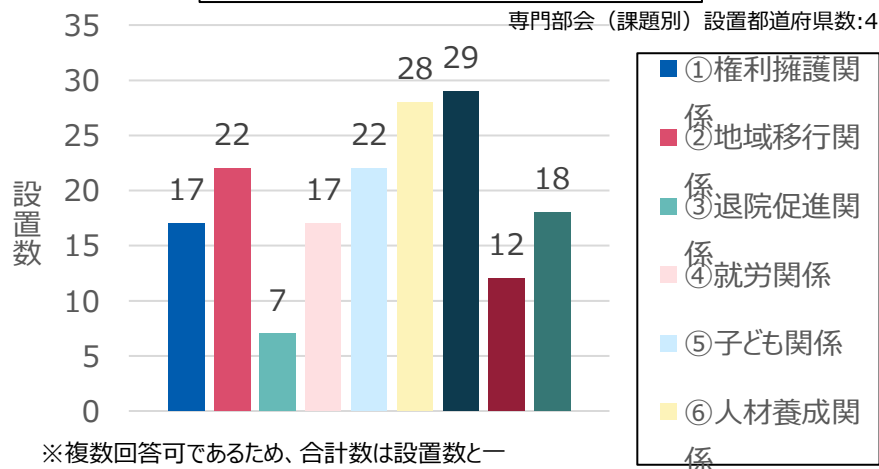


(自立支援) 協議会専門部会の設置状況



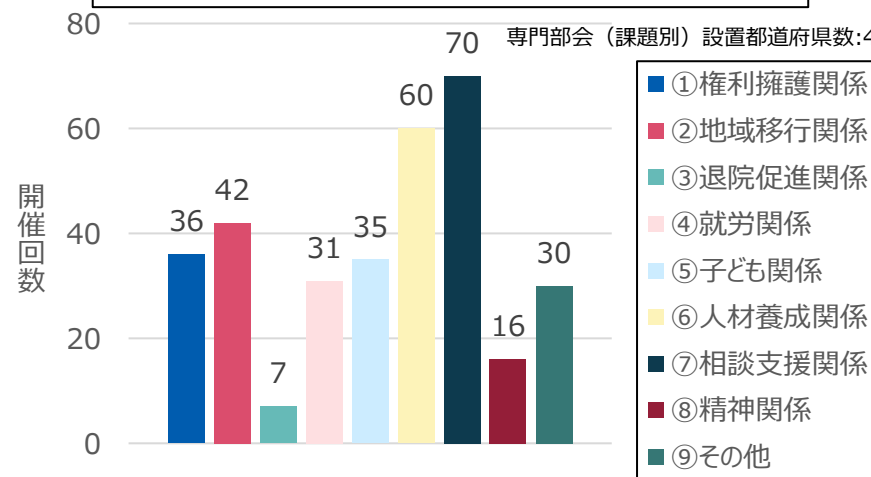
専門部会 (課題別) の設置状況

専門部会 (課題別) 設置都道府県数: 45



専門部会 (課題別) の開催実績 (令和5年度)

専門部会 (課題別) 設置都道府県数: 45



都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

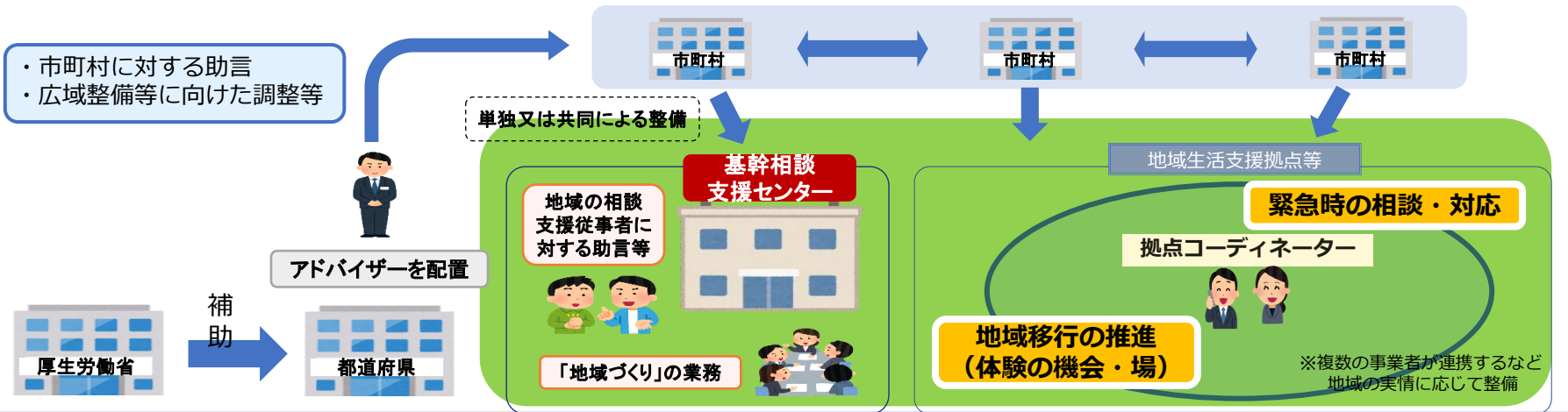
令和7年度当初予算案 32百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
- ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算案 11百万円（11百万円） ※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

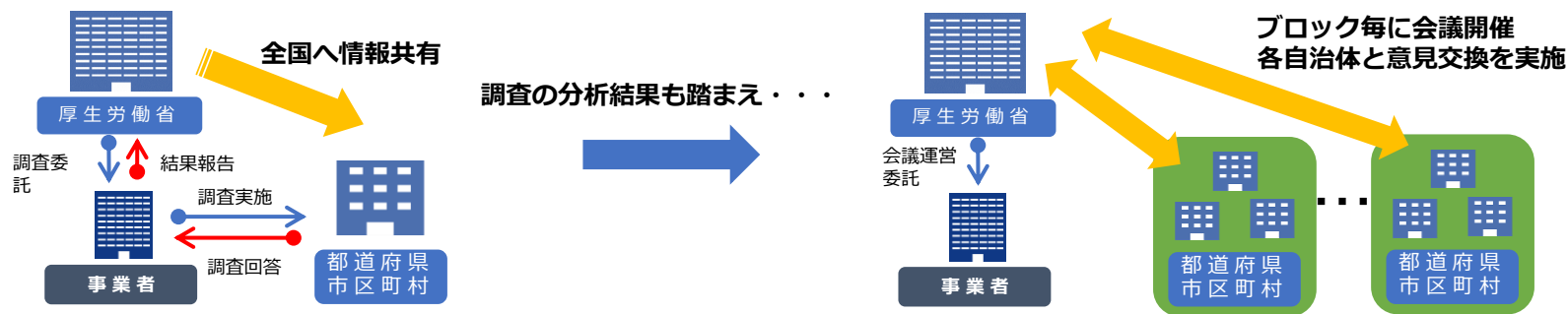
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

○ 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

○ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、
⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)
※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

○導入マニュアル・効果測定の実施

・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、**一般・特定相談支援事業所(ICT)**

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援: 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会): 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
3. 導入マニュアル作成及び効果測定: 定額補助(上限: 1,500万円)

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



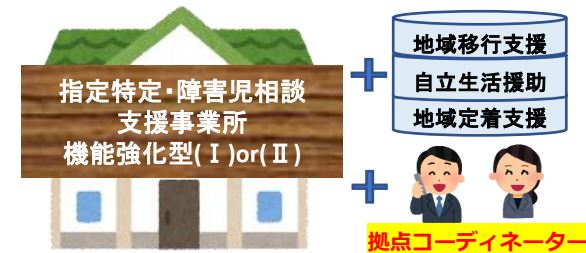
地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位／月** * 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位／日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位／日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

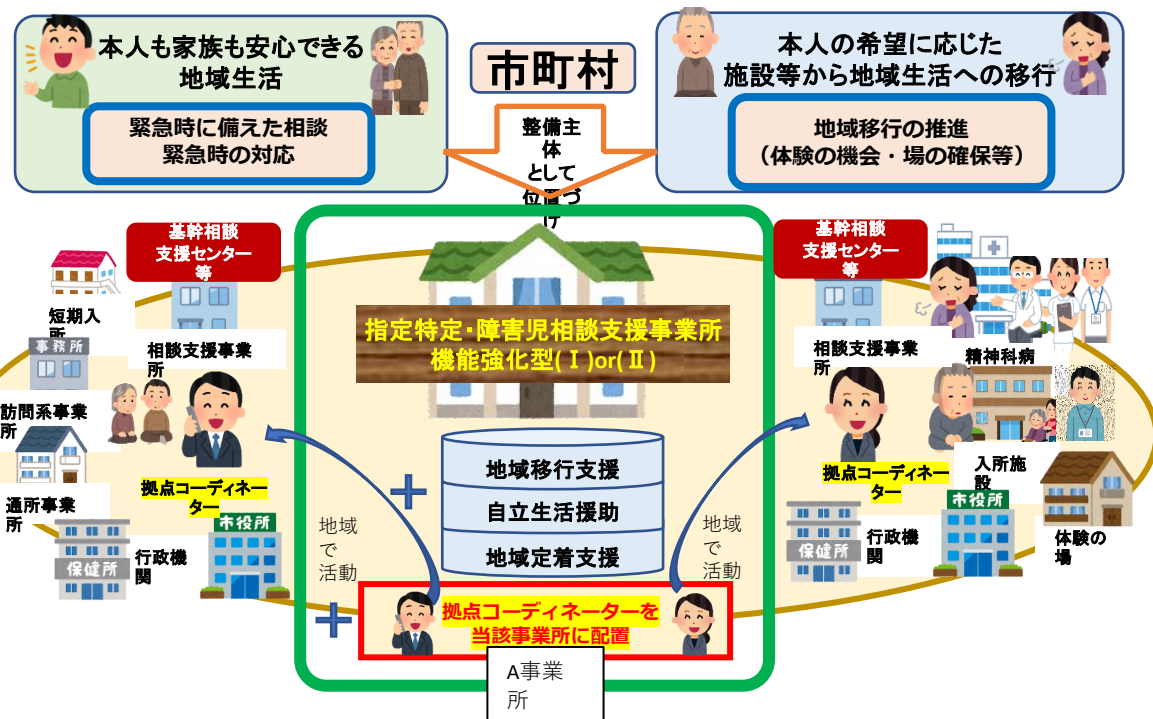
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位／日**

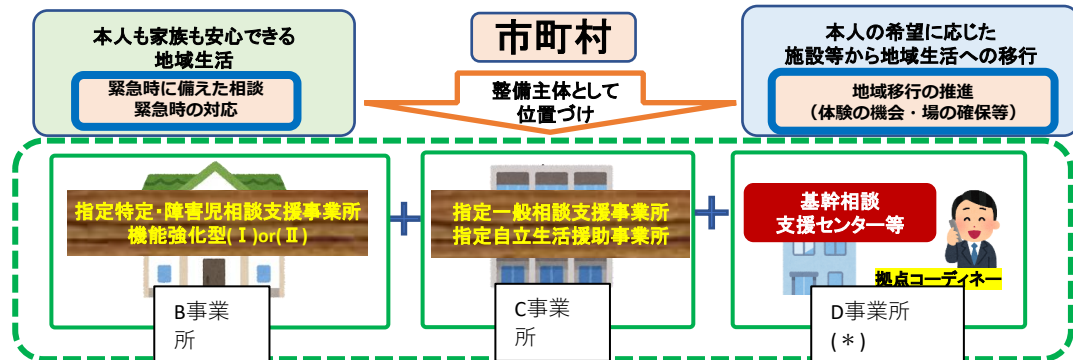


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬 (I) 又は (II) を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬 (I) 又は (II) を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

4

障害福祉分野における相談支援人材の 確保等について

○ 相談支援に従事する人材を確保し、段階的に育成してゆくため、一定の要件の下、相談支援専門員になる前の段階から障害分野における相談支援に従事できるよう、相談支援員が配置できる仕組みを創設する。

新 相談支援員の要件等

【事業所の要件】

- ① 機能強化型基本報酬を算定
- ② 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保
(事業所に主任相談支援専門員が配置されていることが原則)

(研修ではなく)
OJTで育成・質の担保

【相談支援員の要件】

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士である者
- ② 常勤専従(※)で配置
(※) 業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可

ソーシャルワーク専門職である国家資格により
基盤となる知識・技術等を担保

【相談支援員が可能な業務の範囲】

- ① サービス等利用計画の原案の作成
 - ・ サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成は相談支援専門員でなければならない。
 - ★ただし、相談支援専門員の指導の下、同席することを推奨
(トレーニングをすることは可能)



- ② モニタリング
- ※加算の算定も可
(体制加算を除く)

【機能強化型報酬算定の際の
件数の取扱い方法】

- 0.5人として員数に繰り入れ可能。



【その他】

- 相談支援従事者養成研修(初任者研修)は実務経験要件を満たしてから受講すること。

【相談支援専門員の実務経験要件等の改正】

「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚労告第227号)」を改正(※)

- 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、介護保険法の居宅介護支援事業・介護予防支援事業を明示的に規定(告示に追加)。
- 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業を明示的に示す(留意事項通知に記載)。
- 国家資格者に公認心理師を規定(告示に追加)。

(※) 指定障害児相談支援、指定一般相談支援も同。

※その他、相談支援専門員・相談支援員が兼務できる範囲を解釈通知に明示。

本調査研究の目的

相談支援事業所の相談支援体制の現状や、社会福祉士等の養成機関における学生のニーズ等を把握したうえで、令和6年度に創設された「相談支援員」の活躍の推進、養成機関への働きかけを行うための方策ならびに「相談支援員」の配置促進に資する方策を検討する。

本調査研究の概要

1) 相談支援事業所調査・相談支援員調査

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所で、かつ主任相談支援専門員を配置している事業所、および当該事業所で従事している相談支援員を対象にWebアンケートを実施
【回答】事業所：119カ所、相談支援員：30人

2) ヒアリング調査

すでに相談支援員を配置している相談支援事業所を対象にオンラインによるヒアリング調査を実施（プレヒアリング：2カ所、上記アンケート調査から抽出：4カ所）

3) 社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関に関する調査

社会福祉士・精神保健福祉士の両方の資格取得が可能な4年制大学で、障害福祉に関わる授業を担当している教員、および学生（3年生）を対象にWebアンケートを実施
【回答】教員：57人、学生：259人

調査結果の概要

【相談支援事業所調査】

- ・相談支援員を配置済み事業所は21事業所
- ・配置のメリットとして、実践を通じた育成、対応ケース数の増加等。一方課題として、育成体制の整備、業務範囲が限定的、主任の業務負担等

【相談支援員調査】

- ・主任等の同行により業務の流れを理解しやすい、相談支援専門員の資格取得後にすぐに業務に移行しやすい

【ヒアリング調査】

- ・〔事業所〕人材不足を補い、相談支援専門員の業務をサポートできる等即戦力となる一方で、法人・事業所における人材育成の強化が必要
- ・〔相談支援員本人〕担当できる業務が増え、経験を積むことができる

【養成機関に関する調査】

- ・〔教員〕学生が障害福祉分野に興味を持つには、現場体験、魅力・やりがいの発信等が必要
- ・〔学生〕相談支援専門員の認知度は88.4%。84.6%が「相談支援員」に関心がある

4) 周知のためのリーフレットの作成

上記調査結果および検討委員会での検討結果を踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関、資格取得を目指している学生や社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者、また、相談支援事業所等に対して「相談支援員」の周知を図るためのツール（リーフレット「障害福祉分野の相談支援員を知っていますか」）を作成



検討委員会による検討

本調査研究の調査設計や方法及び調査結果の分析方法やとりまとめに関する検討・助言を行うことを目的として設置（開催：全3回）

【検討委員】（敬称略、◎座長）

- ◎鈴木 敏彦（淑徳大学副学長・教授）
- 相馬 大祐（長野大学准教授）
- 富岡 貴生（日本相談支援専門員協会代表理事）
- 野崎 陽弘（日本相談支援専門員協会政策委員長）

調査研究の結果

【調査研究の結果】

- ・相談支援員の配置により相談支援業務のマンパワーの確保、実践を通じた人材育成、地域の相談支援力の向上、法人・事業所における組織的な相談支援人材の確保などのメリットがみられた
- ・一方、配置には育成の視点も重要であり、相談支援員の実務経験に合わせた計画的な育成、育成に関わる主任等の指導者としてのスキルの向上も必要である
- ・今後、相談支援員の配置促進のためには、相談支援員について広く周知を図ることが必要である（リーフレットの活用）

【期待される効果】

- ・相談支援員を配置することで、不足する人材の確保のほか、その後の相談支援専門員の資格取得、主任相談支援専門員へのキャリアアップなど、相談支援人材の育成へとつながる
- ・相談支援員の周知を図ることで、社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関やその学生が、障害福祉分野の新たな就職のルートとして選択することができる

5

相談支援分野以外の障害福祉施策 の動向

就労選択支援の施行

5-1

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数**約1,165万人**(※1)中、18歳～64歳の在宅者数**約487万人**(※2)

(内訳:身体423.0万人、知的126.8万人、精神614.8万人)

(内訳:身体99.5万人、知的66.9万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が**約29.3%** 就労系障害福祉サービスの利用が**約34.2%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、**令和4年は約2.4万人**が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約 9万人
 - ・就労継続支援B型 約35.3万人
- (令和6年3月)

就労系障害福祉サービス から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍
11,928人/ H27	9.3 倍
13,517人/ H28	10.5倍
14,845人/ H29	11.5倍
19,963人/ H30	15.5倍
21,919人/ R1	17.0倍
18,599人/ R2	14.4倍
21,380人/ R3	16.6倍

24,426人/ R4 19.0倍

就職

企業等

雇用者数

約64.2万人

(令和5年6月1日)

※43.5人以上企業
※身体、知的、精神の
手帳所持者

ハローワークからの
紹介就職件数

110,756件

※A型:29,081件
(令和5年度)

12,968人/年

(うち就労系障害福祉サービス 7,199人)

特別支援学校

卒業生21,023人(令和5年3月卒)

712人/年

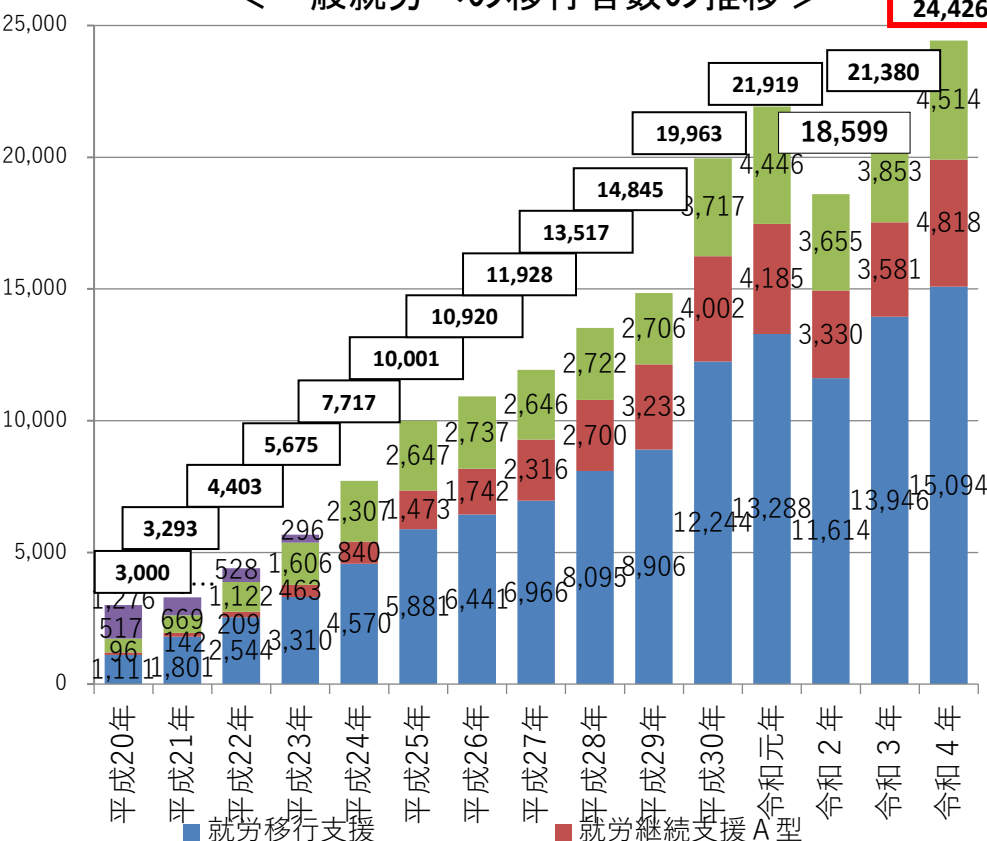
就職 **6,165人/年**

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

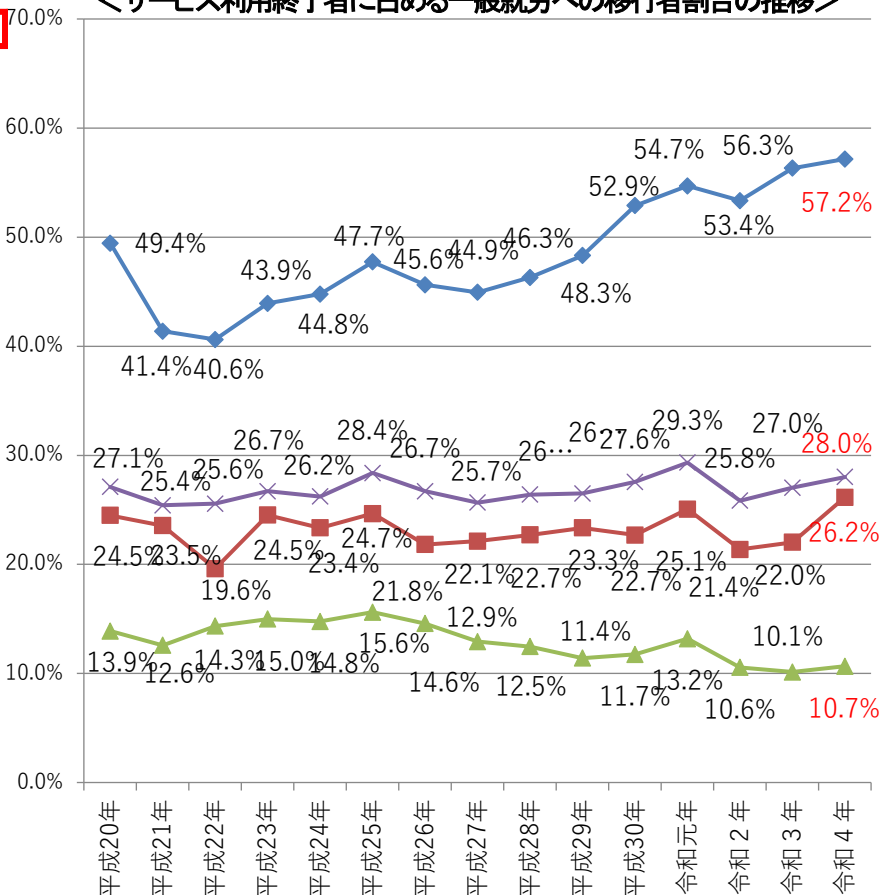
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和4年においては前年比約14%増となり、約2.4万人であった。
- 令和4年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

◆ 就労移行支援 ■ 就労継続支援 A 型
▲ 就労継続支援 B 型 × 全体

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u>	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,839事業所 (国保連データ令和6年12月)	4,384事業所 (国保連データ令和6年12月)	18,427事業所 (国保連データ令和6年12月)	1,703事業所 (国保連データ令和6年12月)
利用者数	37,249人 (国保連データ令和6年12月)	85,116人 (国保連データ令和6年12月)	381,894人 (国保連データ令和6年12月)	18,385人 (国保連データ令和6年12月)

就労選択支援の創設

概 要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条 （略）

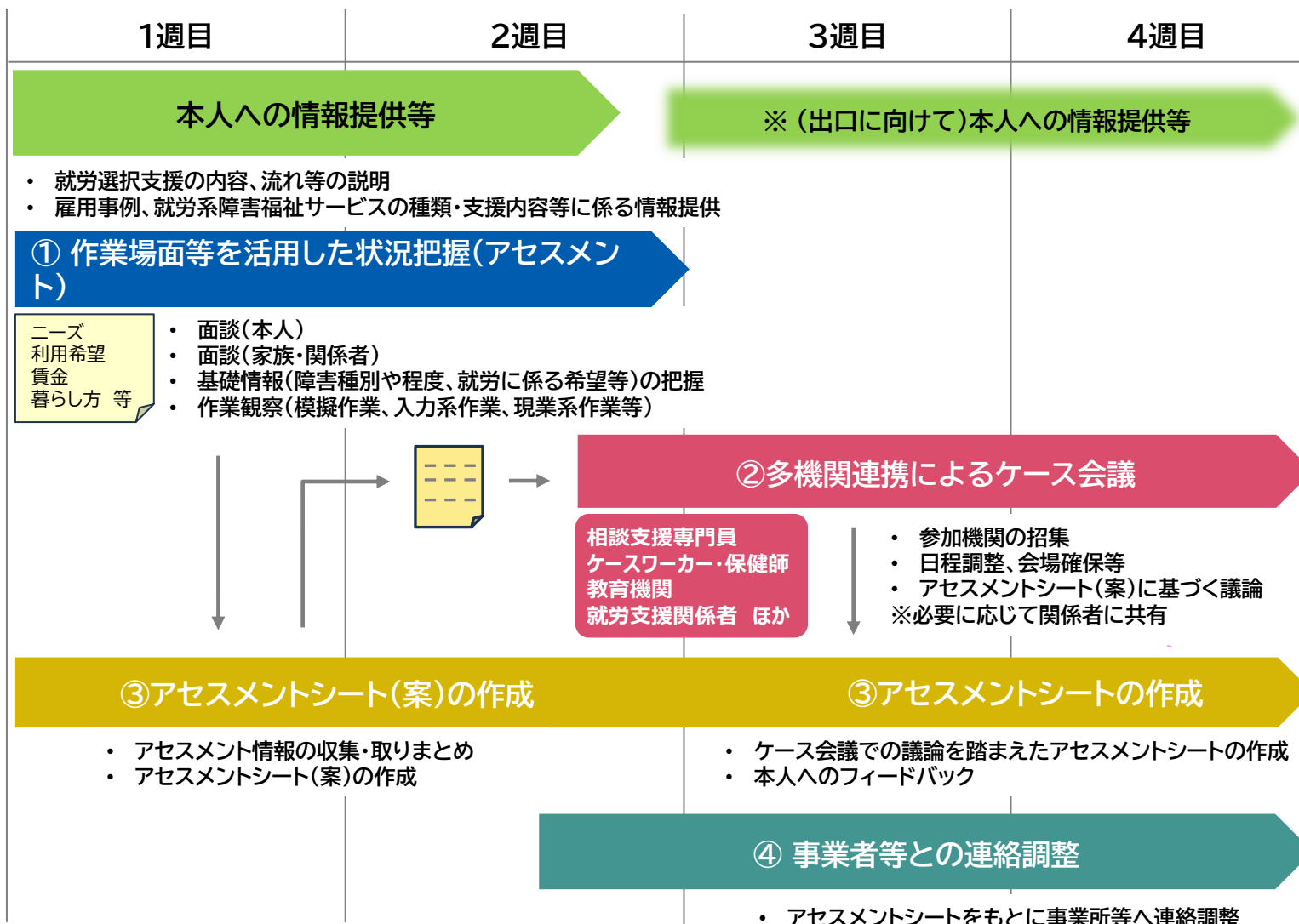
13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援 A 型・B 型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

1. 実施主体について

概 要

- 就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めている。
- 地域によっては「過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」（要件①）を満たす事業者が存在しない場合もあるが、地域の実情に応じて就労選択支援事業者を確保するため、「その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」（要件②）についても、実施主体として認めている。

方向性

- 要件②については、例えば、以下のような事業者について都道府県知事が認めることを想定している。
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもの
- また、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば以下のような事業者についても、都道府県知事が認めることを想定している。
 - ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

2. 就労選択支援員の要件・養成・兼務について

概 要

- 就労選択支援を行う事業所が配置すべき就労選択支援員については、指定基準において、「指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」としている。

方向性

- 上記の「厚労大臣が定めるもの」については、以下の内容を令和6年度中に告示で示す。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ・ 経過措置として、令和9年度末まで（※1）は、基礎的研修（※2）又は基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする（※4）。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者でも受講可能とする。
- 令和7年度の就労選択支援員養成研修については、研修の質を担保する観点から、国において実施する。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。
- 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。（現行の就労定着支援員と同様の取扱い）

※1 令和6年度報酬改定の概要において、「就労選択支援員養成研修開始から2年間」と示した要件について、「令和9年度末まで」とする。

※2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

※3 基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。

・就業支援基礎研修 ・職場適応援助者養成研修 ・サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（就労支援コース） ・専門コース別研修（就労支援コース）

※4 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）

3. 報酬算定について

概 要

- 就労選択支援では、指定基準において、
 - ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理（アセスメント）
 - ②アセスメント結果の作成に当たって、利用者及び関係機関等を招集して多機関連携によるケース会議を開催
 - ③アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供
 - ④利用者への適切な支援に向け、必要に応じて事業所など関係機関との連絡調整を行うことが規定されている（①～④を総称して、以下「事業内容」という）。
- また、指定基準において、アセスメント結果の作成に当たり、開催する会議については「テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの」とされている。
- 就労選択支援の報酬算定については、報酬告示において、「指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援を行った場合」に「1日につき1,210単位」と定められている。

方向性

- 就労選択支援の実施に関し、以下の点を留意事項として示す。
 - ・ 事業者においては、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとし、事業内容のうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、全体として報酬算定の対象とならない。
 - ・ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。
 - ※ 利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。
 - ・ 事業内容のうち、①アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。一方で、②多機関連携によるケース会議や③利用者等へのアセスメント結果の提供、④事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援（オンラインによる支援）としても差し支えない。
 - ・ 1月当たりの利用日数は、就労移行支援等と同様、原則として各月の日数から8日を控除した日数を限度とする。

4. 就労選択支援の対象者について

概 要

- 令和6年度報酬改定の概要において、以下に該当する者は、原則として就労選択支援を利用することとしている。
 - ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
 - ・ 令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、例外的に、就労移行支援等による就労アセスメントや暫定支給決定を経た就労継続支援A型等の利用が認められる場合として、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
 - ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

方向性

- 例外事由に該当する場合は、就労移行支援等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用や、暫定支給決定を経た就労継続支援A型の利用、市町村審査会の個別審査を経た就労移行支援の標準利用期間を超えた利用を認める。
- ※ なお、就労選択支援を原則利用することとした趣旨は、利用者が就労先や働き方を適切に選択できるよう支援するためである。就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

5. 支給決定について

概 要

- 施行規則において、支給決定の有効期間は「1月間又は2月間のうち市町村が定める期間」としている。
- 令和6年度報酬改定の概要においては、支給決定の期間について、以下のとおりとしている。
 - ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
 - ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、2か月の支給決定を行う場合としては、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
 - ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
 - ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

方向性

- 支給決定事務処理要領において、市区町村が適切に支給決定を行うことができるよう、以下の内容を示す。
 - ・ 支給決定期間は原則1か月とし、例外事由に該当する場合のみ2か月の支給決定を行う
 - ・ 支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に例外事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行う
- ※ 再度1か月の支給決定を行う場合や、就労選択支援利用後に就労系サービスの支給決定を行う場合には、市区町村が短期間で複数の支給決定を行うことが必要になるが、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、事務処理要領において、「例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握する」旨を示しており、支給決定に当たって勘案すべき項目の中で、短期間で変化が想定されない調査項目を簡略化する等、工夫して差し支えないこととする。
- なお、就労選択支援を経た後の就労系障害福祉サービス利用に係る支給決定においては、就労選択支援で作成されたアセスメント結果を勘案することで、利用者本人の希望や能力、適正等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資するサービスの利用が促進されるよう留意すること。

6. 指定特定相談支援事業者との連携について

概 要

- 指定基準において、就労選択支援に関する計画相談支援事業者の役割及び連携について、以下のとおり定めている。
 - ・ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める（指定基準第173条の7）
 - ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う（指定基準第183条の2等）
 - ・ 相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う（計画相談指定基準第15条3項6号）
 - ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない（計画相談指定基準第15条3項7号）

方向性

- 就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定を可能とする。

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



7. 特別支援学校等における取扱いについて

概 要

- 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用支援前に、原則として就労選択支援を利用することとなるが、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要がある。
- 令和6年度報酬改定の概要では、特別支援学校における取扱いについて、以下の内容を示している。
より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。
- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援を受ける場合には、生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と、教育課程における職場実習の場面等に就労選択支援事業所が外向いて支援を行う場合がある。また、特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、長期休業期間中のほか、授業日に通所する場合も想定される。

方向性

- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援の利用を希望する場合に、学校においても理解・配慮いただきたいこと、学校と就労選択支援事業所等との連携を図ること等を依頼する。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）
- 特別支援学校等の生徒が、就労選択支援を受けるために登校できない日については、校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能であることを示す。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）

8. 就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について

概 要

- 障害福祉サービスは、報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとしている。（介護給付費等の支給決定等について（平成19年障発第0323002号部長通知））

方向性

- 就労選択支援も、他のサービスを同一日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

①放課後等デイサービスとの同日利用

（例）満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

- ・就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

②障害児入所施設との同日利用

（例）障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

- ・就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

（参考）障害福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。）

（例）午前に就労継続支援B型を利用し、午後に就労選択支援を利用する

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

9. 中立性の確保について

概 要

- 就労選択支援の趣旨は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することであり、そのためには、中立性を確保し、客観的な視点から事業が実施されることが重要。
- 令和6年度報酬改定の概要では、中立性の確保について、以下の内容を示している。
 - ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、200単位を所定単位数から減算する。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1か所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。（特定事業所集中減算）
 - ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
 - ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととする。
 - ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りが無いよう多機関連携会議を開催することとする。

方向性

- 事業の中立性の確保の観点から、上記の内容に加え、以下の内容を技術的助言として示す。
 - ・ 就労選択支援事業は地域の連携が重要であることから、都道府県知事が必要と認める場合には、就労選択支援を行うおとする者は、事業指定の申請にあたり、協議会や市町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。
 - ・ 就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。

就労選択支援の対象者について①

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。
- ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、現行の就労アセスメントや暫定支給決定を経た利用を認める。
- ・ 既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

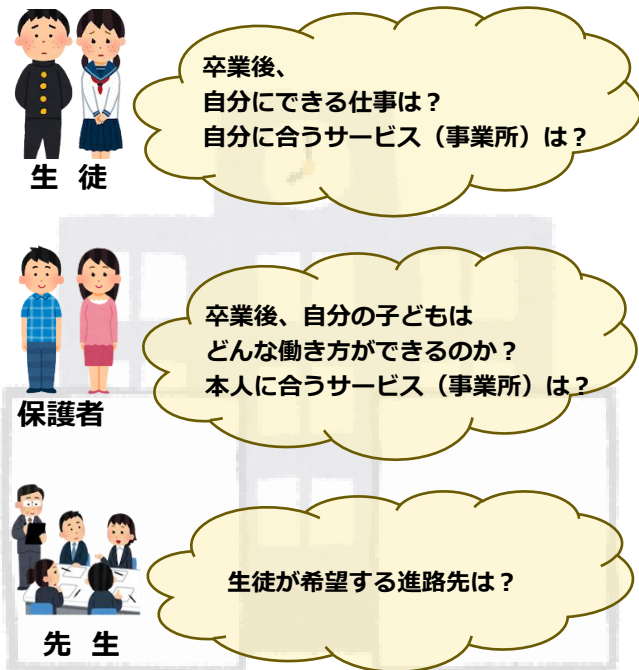
サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

特別支援学校等の在学者に対する就労選択支援の実施

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※矢印（⇔）期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる



学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

■実施期間

令和6年7月～令和7年3月末
（各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施）

■モデル地域

都道府県単位で選定
（一つのモデル地域につき10ケース以上実施）



2. 就労選択支援実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～12月
マニュアル完成	令和7年3月末
マニュアル公表	令和7年4月以降

■実施マニュアルの内容（案）

1. 就労選択支援について

- 背景
- 事業概要
- 対象者
- 事業の目的
- 事業の基本プロセス
- 就労選択支援における各機関の役割

2. 就労選択支援サービス開始前の調整

- サービス開始までの流れ
- 利用検討にあたり実施すべき事項
- 計画相談支援事業との連携

3. 就労選択支援の実施

- 本人への情報提供
- 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
- 多機関連携によるケース会議
- アセスメントシートの作成
- 事業者等との連絡調整

4. 先行事例に学ぶ就労選択支援

5. 参考資料集



3. 就労選択支援員養成研修シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～令和7年3月
試行研修の実施	令和7年1月～2月
シラバス等完成	令和7年3月末
シラバス等公表	令和7年4月以降

■研修の内容

- 形式：講義（動画視聴）＋演習【計2日間】
- 内容

内容	1日目 (オンデマンド視聴)	2日目 (演習)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	－
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	－
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	－
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

障害者支援施設・グループホーム等

5-2

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】

地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位／日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすいするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位／日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する調査研究

(令和6年度障害者総合福祉推進事業)

今後のスケジュール

(令和6年度)

今後の検討の材料を整理するため、以下を行う。

- ・ 先行研究の整理
- ・ 取組事例（積極的に地域移行を進めている事例、医ケア者等が地域生活を実現できている事例など）の収集・整理
- ・ 委員、協力団体から意見収集
- ・ 実態調査（当事者へのヒアリング調査も含む）

- 7月2日 第1回検討会開催。事前に委員・協力団体から意見をいただき、意見をカテゴリーごとに整理の上、実態調査すべき事項を整理。
- 9月19日 第2回検討会開催。第1回検討会の委員等意見を踏まえ調査項目等の整理。
- 11月22日 障害者支援施設の実態調査を実施（悉皆調査。実査期間は約1か月。×切1/5。）
11月29日 入所施設の待機者の把握状況調査（都道府県、指定都市、中核市に調査。×切1/10。）
- 2月～ 地域移行実績等のある障害者支援施設・法人へのヒアリング調査、当事者や親へのヒアリング調査を実施（10施設・法人等にヒアリング。実査期間は2か月）
- 2月5日 第3回検討会開催。（調査票の集計・分析結果、事例等について議論）
- 3月11日 第4回検討会開催。調査結果、ヒアリング結果のとりまとめ。年度末までに報告書作成。

(令和7年度)

厚労省で検討会を立ち上げ（令和7年5月26日）、障害福祉計画の基本指針の見直し、令和9年度報酬改定等に向けて報告書をまとめる。

障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

今後のスケジュール

- 令和6年 8月19日 第1回検討委員会開催。事前に委員からは意見をいただき、マニュアル骨子案の検討を行うとともに、ヒアリング調査の内容とヒアリング対象施設・法人について議論。
- 令和6年10月15日 第2回検討委員会開催。前回委員意見を踏まえたマニュアル骨子案の提示、ヒアリング対象施設・法人の決定、ヒアリング調査時の調査項目について議論。
- 令和6年12月15日 第3回検討委員会開催。ヒアリング調査結果の報告、マニュアル修正案、報告書骨子案について議論予定。
- 令和7年 2月18日 第4回検討委員会開催。マニュアルの内容について委員意見の集約。
- 令和7年3月下旬 委員意見反映の上、地域移行等意向確認等の指針作成マニュアル、報告書のとりまとめ。

委員からの事前の意見聴取

(マニュアルの在り方)

- ガイドラインで定義や大枠を示しているため、マニュアルでは現場の支援に活用できるような具体的な手法を示したい。
- 単なる意向確認のための個別支援計画の作り方が記載されているのではなく、意向確認の進め方や意向確認をすべきタイミング等の具体的な情報が入っていると良い。
- 実際の現場では全体の半数くらいが代行決定になってしまった事例もあり、意思決定支援の方法について様々なバリエーションを具体的に示すことが必要。

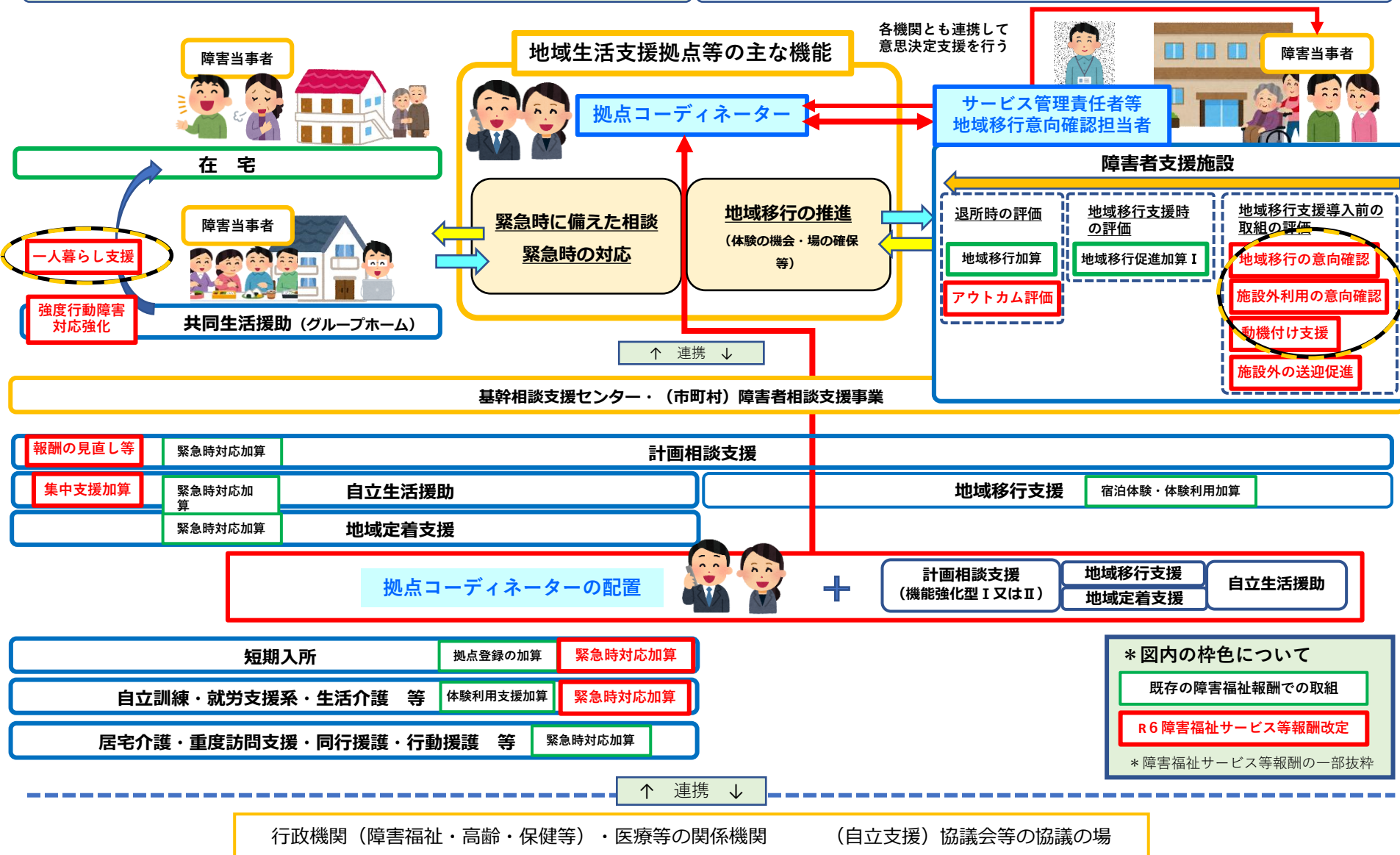
(実効性の高いマニュアルにする工夫)

- 簡易版を作成するなど、現場の職員の方に活用してもらいやすい工夫が必要。
- ヒアリングをして現場の職員の方の意見を聞くが、今年度マニュアルを作成した後、実際にマニュアルに沿って一定期間実践していただき、必要に応じて内容を更新していくべき。

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現 行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算

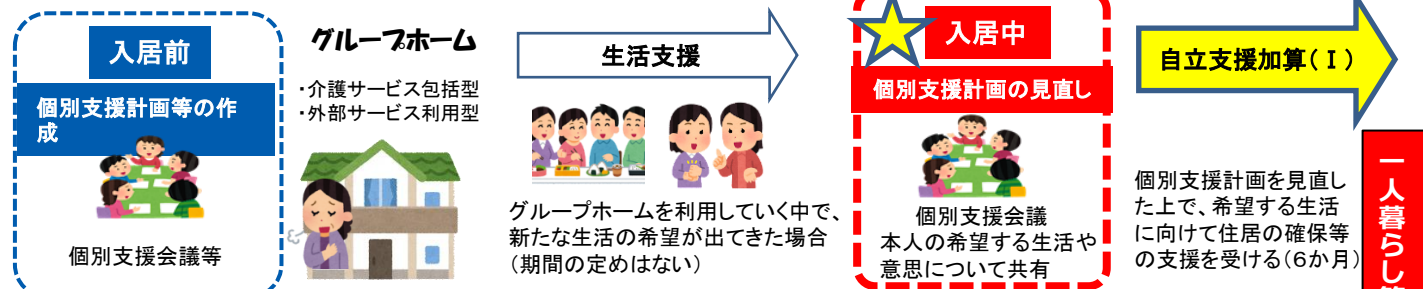
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**
【新設】（初期）**500単位／日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**
【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**
【新設】（初期）**400単位／日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6：1以上）

【現 行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位／日）
【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600単位** 区分5：**456単位** 区分4：**372単位** 区分3：**297単位** 区分2：**188単位** 区分1以下：**171単位**（単位／日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83単位／日** 区分3以下 **77単位／日** * 特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33単位／日** 区分3以下 **31単位／日** * 特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配

人員配置
体制加算
新基本
報酬



各種
加算
各種
加算

③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合には、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜地域との連携等【新設】＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

参考

令和7年度予算額：502億円の内数

【事業目的】障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、「留置施設等」（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業等の利用調整

→ 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→ 対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→ 矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者
- ・ 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・ その他、市町村等が必要と認める者

